

会津若松市議会の議会改革

～議会基本条例で実現する市民参加型政策サイクル～

ページ

I	議会改革のスタート ～会津若松市議会基本条例の制定～	1
II	会津若松市議会基本条例・議員政治倫理条例の概要	2
III	通年議会の導入と政策サイクルの再設計	11
IV	政策サイクルに基づく議会活動の制度設計	13
V	政策サイクルの概要と主要3ツール ツール1：市民との意見交換会 ツール2：広報広聴委員会 ツール3：予算決算委員会における政策研究	13 18 24 27
VI	会津若松市議会の特徴 予算・決算の審査 議決責任と議員間討議	33 36
VII	政策サイクル活用の具体的実践例	41
VIII	その他議会改革の取組	48
	(参考) 平成20年度以降の主な議会改革の動き	51

I 議会改革のスタート～会津若松市議会基本条例の制定～

1 議会改革のスタート

(1) 2度の合併を経験して（平成16～17年）

- ア 議員数は一時最大で61人 ⇒ ゼロベースでの見直しの気づき
- イ 議員政治倫理条例の取組に着手するが、条例制定は次期議会へ見送りとなった。
⇒ 議員のみで検討することの難しさを経験

(2) 平成19年5月臨時会（初議会）での議長選挙

- ア 正副議長選挙における「議長候補者の議会改革の考え」の提示
- イ 新議長の提言 ⇒ 会津若松市議会における議会改革
政策としての議会改革の理念・基本方向・検討事項

2 条例策定検討フレームの特色

(1) 策定の基本フレーム

- ア 策定体制
 - 議会制度検討委員会
 - ⇒任意の委員会として設置・運営
 - ⇒外部委員（公募市民1名＋学識経験者1名）参加の効果は期待以上
- イ 2条例の同時制定
 - 議会基本条例＋議員政治倫理条例
- ウ 内部・外部環境の分析
 - 強み＋弱み＋機会＋脅威（SWOT分析）
- エ 理論研究
 - 北海学園大学 神原勝教授（議会基本条例セミナー）
 - 福島大学 松野光伸教授（議会制度検討委員会委員）
- オ 事例研究
 - 伊賀市議会 安本美栄子議員（事例紹介）
 - 栗山町議会、三重県議会、伊賀市議会（先進事例ベンチマーキング）
- カ 市民参加
 - 議会制度検討委員会への公募市民委員＋パブリックコメント、試験的意見交換会の実施
- キ 内部調整
 - 正副議長の常時出席＋検討プロセスの節目節目で議員全員協議会を開催など

(2) 基本手順

- 第1期 ⇒ 議長提言期（平成19年5月～7月）
 - 政策としての議会改革（案）の提案＋議会制度検討委員会の設置
- 第2期 ⇒ 政策としての議会改革（案）検討期（平成19年7月～9月）
 - 環境分析＋改革理念・方向・具体的改革事項の検討
- 第3期 ⇒ 条例素案検討期（平成19年10月～平成20年4月）
 - 外部委員＋理論研究＋事例研究＋逐条的検討
- 第4期 ⇒ 条例の成案期（平成20年4月～6月）
 - 議会内調整＋市民との意見交換会

II 会津若松市議会基本条例・議員政治倫理条例の概要

1 議会基本条例の受け止め

(1) 議会基本条例の定義

《神原勝教授による定義*1》「自治体の政府制度である二元代表民主制を首長と対等に担う議会が、主権者市民の負託に応じて優れたまちをつくるために、議会運営の理念・理念を具体化する制度・制度を作動させる原則などを定めた条例で、当該自治体レベルの議会運営に関する最高規範として位置付けたもの」と定義される。

(*1 神原勝・橋場利勝『栗山町発・議会基本条例』公人の友社、2006年)

(2) 会津若松市議会での基本条例の受け止め方

議会活動 ⇒ 顧客である市民を対象として行う新たな価値創造のための一連の諸活動

議会基本条例の再定義 ⇒ 議会基本条例とは、市民にとっての新たな価値創造に向け、市民参加を基軸とした政策形成サイクルの確立と実践によって、積極的な政策形成を行い、まちづくりに貢献していく、そのためのツールである。

議会による政策形成

⇒ 監視機能↑+政策立案機能↑+市民参加↑=団体意思決定機能↑ ⇒ 市政貢献

※ 市政発展への貢献が最終目的、かつ、エンドユーザーは市民である。

※ 議会内の仕組みやルールづくりは、その手段（ツール）にすぎない。

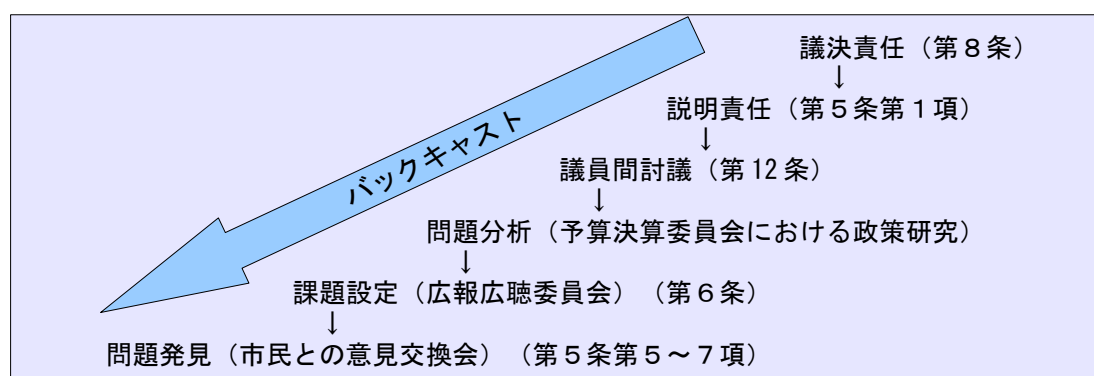
(3) 議会基本条例と議員政治倫理条例との関係

議会基本条例 ⇒ 市民参加による新たな仕組み・運営方法

議員政治倫理条例 ⇒ 議員の行動基準

2 会津若松市議会基本条例の特徴

図表 1 議会基本条例の全体構造：議決責任からバックキャスト的にみると



(1) 市民参加を基軸

- ・前文：「多様な市民の多様な意見を多様に代表できるという合議機関」としての議会づくり
- ・議会の活動原則（第2条）：

「市長に対抗するためには議会が一つにまとまる必要があるという視点」だったが、

⇒ 「議会だけでまとまるのではなく、議会は市民と結びついて、市民意見を後ろ盾にして活動していくべき」という考え方に前進

※市民との意見交換会や政策サイクルを制度設計する際のバックボーンとなる。

(2) 議決責任（第8条）と説明責任（第5条第1項）を条文に明記

ア 議決責任の明確化

- ・ 説明責任を媒介として、政治的・道義的な議決責任を規定しようとするもの
- ・ 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件として、市の総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止を規定

⇒ 議決責任を果たすためには「**議員間討議**」が重要

イ 議員間討議（第12条）

- ・ 第1項で、議会の活動原則としての議員間討議を規定
- ・ 第2項で、審議結果である議決の主体が議員ではなく**議会**であることに鑑み、本会義・委員会における議案審議・審査における議事手続きの1つとしての議員間討議の位置付けを規定 →議決に至る経過と結果を議会を主語として説明することを担保

(3) 「政策サイクル」の主要ツール

- ① 市民との意見交換会 ⇒ 意見聴取（政策サイクルの起点）
- ② 広報広聴委員会 ⇒ 意見整理→問題発見→課題設定
- ③ 予算決算委員会における政策研究 ⇒ 政策研究→政策立案

① 市民との意見交換会

- ・ 市民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設ける。

⇒地区別意見交換会＋分野別意見交換会

- ・ 市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行うため、市民との意見交換会を開催しなければならない。

② 広報広聴委員会

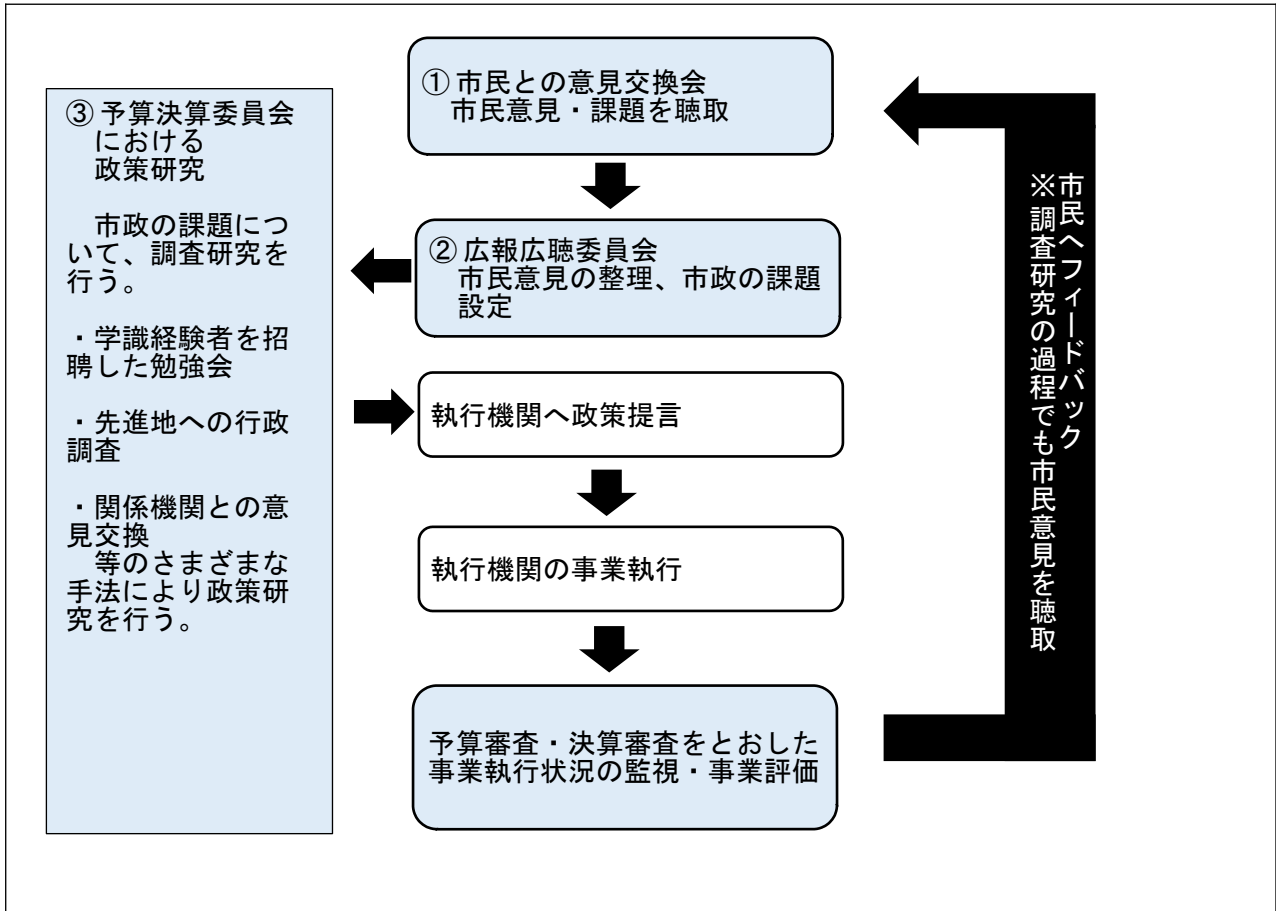
- ・ 広報広聴機能の充実のため、議会基本条例において広報広聴委員会の設置を規定した。

③ 予算決算委員会における政策研究

- ・ 市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進する。

※通年議会の導入にあわせて、政策サイクルを再設計し、従前の政策討論会の政策研究・政策立案機能を予算決算委員会の所管事務調査に位置付けた。通年議会の導入と政策サイクルの再設計についてはP11、P12に記載)

図表2 会津若松市議会の政策サイクル



平成12年4月に施行されたいわゆる地方分権一括法による機関委任事務の廃止によって、地方自治体（以下「自治体」という。）は自らの責任において、自治体のすべての事務を決定することとなり、これらの事務に対して、議会の審議権、議決権、調査権、検査権が及ぶなど、その権限が強化された結果、議会の担うべき役割や責任も大きくなった。

このような中、地方議会を担う者が、その責務を果たしていくためには、二代表制の趣旨を踏まえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革していかなければならない。

この自己変革に当たっては、議事機関たる議会はまず、多様な市民の多様な意見を多様に代表できる、という合議機関としての特性を最大限に生かしていくために、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めていくことが必要である。

他方で議会は、このような市民参加を礎として、市民との活発な意見交換を図り、そこで得られた意見を大切にしながら、議員同士が自由闊達な議論をたたかわせ、そのような中から、論点や課題を明らかにしたり、意見を集約していくことが必要である。そして、市民本位の立場をもって、より適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、さらには、政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければならないのである。

このような認識のもと、会津若松市議会は、これまで連綿と続いている、活発な議論を重んじる伝統と個々を尊重しあう民主的な政治風土をしっかりと受け継ぎつつ、未来に向けた新たな価値の創造に向けて、不断の努力を重ねるとともに、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じ、市民の負託にこたえていくことを決意するものである。

ここに、会津若松市議会及び構成員である議員が活動していくに当たって、最も根幹となる支柱として、また、そのよって立つ基盤として、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、二代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 議会運営は、市民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動すること。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成するものとする。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。

- 3 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。
- 5 会派の代表者の会議に関し必要な事項は、別に定める。
(市民と議会との関係)
- 第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。
- 2 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2に規定する学識経験者等による専門的調査の活用並びに同法第115条の2（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して市民等の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案として受け止め、審議等に当たっては請願者及び陳情者の説明機会の確保に努めるとともに、審議等に必要がある場合は当該請願者及び陳情者の意見を聴くものとする。
- 5 議会は、市民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。
- 6 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行うため、市民との意見交換会を開催しなければならない。
- 7 市民との意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。
(広報広聴委員会)
- 第6条 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。
- 2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。
(附属機関の設置)
- 第7条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。
(議決責任等)
- 第8条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。
- 2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。
- 第8条の2 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。
- (1) 市政の総合的かつ計画的な運営を図るための中長期的な計画の基本理念、基本目標、政策、施策等を体系的に示した基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止
(市長等との関係の基本原則)
- 第9条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。
- (1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
- (2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。
- (3) 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。
- (4) 議会は、市長が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。
(監視及び評価)
- 第10条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。
- 2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。
(政策立案、政策提案及び政策提言)
- 第11条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行う。
(議員間の討議による合意形成)
- 第12条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されな

ればならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

(常任委員会)

第13条 常任委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

(議会による研修)

第14条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、研修を実施する。

2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

(議員による研修及び調査研究)

第15条 議員は、政策提言及び政策立案能力の向上のため、研修及び調査研究に努めるものとする。

(議会図書室)

第16条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会事務局)

第17条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実に努めるものとする。

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、会津若松市議会議員政治倫理条例(平成20年会津若松市条例第20号)を遵守し、品位の保持に努めなければならない。

(政務活動費)

第19条 会派の代表者は、会津若松市議政務活動費の交付に関する条例(平成13年会津若松市条例第1号)第2条の規定により調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その用途の透明性を確保するものとする。

2 会派の代表者は、政務活動費の収支報告書について、自ら説明責任を果たすよう努めるものとする。

(予算の確保)

第20条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(災害時の対応)

第21条 議会は、会津若松市災害対策本部(会津若松市災害対策本部条例(昭和37年会津若松市条例第44号)に基づき設置される災害対策本部をいう。)、会津若松市新型インフルエンザ等対策本部(会津若松市新型インフルエンザ等対策行動計画(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第8条の規定により作成する市町村行動計画をいう。))に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をいう。))又は会津若松市雪害応急対策本部(会津若松市地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により作成する市町村地域防災計画をいう。))に基づき設置される雪害応急対策本部をいう。))が設置されたときは、会津若松市議会災害対策本部を設置する。

2 前項の会津若松市議会災害対策本部の組織及び事務に関し必要な事項は、別に定める。

3 災害時の議会及び議員の役割等に係る計画については、別に定める。

(継続的な検討)

第22条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第49号)

この条例中第5条第3項の改正規定は公布の日から、第20条の改正規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則(平成27年3月17日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月24日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年6月21日条例第11号）

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和5年6月9日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 会津若松市議会議員政治倫理条例の特徴

- ア 議会基本条例との同時制定による市民との新たな信頼関係構築を立法趣旨としたこと。
- イ 資産公開制度は規定していないこと。（補完的機能⇒就業等の報告義務を規定）
- ウ 政治倫理基準にセクハラ等の人権侵害行為の禁止を規定したこと。
- エ 政治倫理審査会の設置を附属機関的な位置付けで定めたこと。
- オ 審査の請求要件を請求者と連署4人の計5人としたこと。

（参考）会津若松市議会議員政治倫理条例

会津若松市議会議員政治倫理条例

平成20年6月23日
会津若松市条例第20号

会津若松市議会が目指している市民参加を礎とした新たな議会づくりは、議員に対する市民の揺るぎない信頼があって初めて実現できるものである。

そのためには、議員は公職者としての高い倫理観と深い見識により、自ら考える明確な政治倫理基準に基づき、誇りと自信をもって市政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要である。

ここに、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、議会を構成する議員が、市民全体の代表者として、また、市民全体の奉仕者として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準（以下「政治倫理基準」という。）について定めるとともに、市民が議員活動について説明を求める機会を保障することにより、議員が市民から信頼を得る基盤を作り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第2条 議員は、市政にかかわる権能と責務を深く自覚し、第4条に規定する政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。

2 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。

3 議員は、法令及び条例を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈しない。

4 議員は、市民からの求めの有無にかかわらず、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

（市民の役割）

第3条 市民は、議員の活動及び政治姿勢に注目し、必要に応じ、議員に説明責任を果たすことを求めるものとする。

（政治倫理基準）

第4条 議員は、市長その他の執行機関及びその補助職員並びに市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人（以下「出資団体」という。）及び指定管理者（会津若松市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年会津若松市条例第10号）第5条の規定により指定されたものをいう。）の役職員（以下「職員等」という。）に対し、その権限又は地位を利用することにより、次に掲げる行為によって、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならない。

- (1) 公共工事の請負等のあっせん
- (2) 公共施設の入居に関する推薦
- (3) 職員等の採用、異動、昇任その他の人事への関与
- (4) 許認可、補助金その他の給付の決定への関与

- (5) 前4号に掲げるもののほか公正な職務執行を妨げる行為
- 2 議員は、その地位を利用して、いかなる金品も受領してはならない。
- 3 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント（他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。
- 4 議員は、飲食物の供与等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。
（就業等の報告義務）
- 第5条 議員は、自ら事業を営んでいる場合又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（出資団体を除く。以下「法人等」という。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に就いている場合は、速やかに議長に報告しなければならない。事業を休止したとき又は職を辞したときも同様とする。
- (1) 収益事業を営む法人等
- (2) 市の許認可が必要な事業を営む法人等
- (3) 市から補助金等を受け、又は受けようとする法人等
（議員の依頼等に対する記録）
- 第6条 議長は、議員が行う職員等に対する口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応等を記録した文書を作成することを当該職員等の任命権者等に求めるものとする。
（職務関連犯罪による逮捕後の説明会）
- 第7条 議員は、刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの各条及び第198条に定める贈収賄罪並びに公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪（以下「職務関連犯罪」という。）による逮捕後、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に、市民に対する説明会の開催を求めることができる。
（職務関連犯罪による起訴後の説明会）
- 第8条 議員は、職務関連犯罪により起訴され、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に、市民に対する説明会の開催を求めることができる。この場合において、当該議員は説明会に出席し、釈明しなければならない。
- 2 市民は、前項の規定による説明会が開催されないときは、起訴の日から30日以内に当該議員に説明会の開催を請求することができる。
（職務関連犯罪の有罪判決後の説明会）
- 第9条 議員が職務関連犯罪の罪により有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときの説明会の開催等については、前条の規定を準用する。ただし、開催請求の期間は、判決の日から14日を経過した日以後20日以内とする。
（職務関連犯罪の有罪確定後の措置）
- 第10条 議員は、職務関連犯罪の罪により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項の規定により失職する場合を除き、市民全体の代表者としての品位と名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職手続きをとるものとする。
（審査の請求）
- 第11条 市民は、議員に第4条に規定する政治倫理基準又は法令若しくは条例（以下「政治倫理基準等」という。）に違反する行為があると認めるときは、当該違反する行為を証する書類を添え、会津若松市議会議員の選挙権を有する者4人以上の者の連署とともに、議長に対し審査の請求をすることができる。
（政治倫理審査会の設置）
- 第12条 議会に、会津若松市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- 2 審査会は、前条に規定する審査の請求があった場合において、議長の求めに応じ、当該請求の事案を調査審議し、その結果を報告する。
- 3 審査会は、前項の調査審議を行うほか、政治倫理に関して議長に意見を述べるることができる。
（審査会の組織等）
- 第13条 審査会は、議長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 2 議長は、必要があると認めるときは、議員を委員として委嘱することができる。
- 3 委員の任期は、審査会が結論を出す日までとする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(審査会の委員)

第14条 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第15条 審査会は、委員長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査会の調査)

第16条 審査会は、調査審議を行うに当たり、審査の請求の対象とされた議員（以下「被請求議員」という。）又は関係人に対し、事情聴取、資料の請求等の必要な行為を行うことができる。

(被請求議員等の義務)

第17条 被請求議員及び関係人は、審査会から、資料の提供や審査会への出席を求められたときは、これに応じなければならない。

2 被請求議員及び関係人は、審査会において、口頭又は文書により意見を述べることができる。

(結果の報告)

第18条 議長は、第12条第2項の規定による結果の報告を受けたときは、審査の請求をした者及び被請求議員に対し、その内容を文書で通知するとともに、その概要を公表するものとする。この場合において、次項の弁明書の提出があったときは、当該弁明書と併せて公表するものとする。

2 被請求議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。

(議会の措置)

第19条 議会は、審査会の報告を尊重するものとする。

2 議会は、被請求議員が政治倫理基準等に違反したものと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第7条から第9条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に逮捕され、起訴され、又は有罪判決の宣告を受けた議員について適用する。

3 第11条に規定する審査の請求は、施行日以後に行われた議員の行為について適用する。

Ⅲ 通年議会の導入と政策サイクルの再設計

1 通年議会の導入

会津若松市議会は、市民意見を起点とした政策サイクルの確立と実践に取り組んできた。この取組は、通年的な活動だけではなく、実質的に議員任期を意識した取組であり、通年議会を導入する基盤が整っていた。

このような本市議会の議会活動の実態に合わせて、各種会議の法的な位置づけと、公務性について整理を行うことを目的とし、令和4年8月から通年議会を導入した。

◆通年議会の会議

定例会の回数は年1回とし、会期の始期を8月、終期を翌年の7月末とした。

◆定例会において開く会議

定例会において開く会議は、次のとおりとした。

- ①招集会議 定例会の招集により開く会議
- ②定例会議 定例的に開く会議をいい、9月、12月、2月、6月に開く。
- ③臨時会議 議員又は市長からの要請に基づき、臨時に開く会議

◆通年議会の流れ

月	会 議
8月	招集会議(定例会の招集)
9月	9月定例会議
10月	休会
11月	休会
12月	12月定例会議
1月	休会
2月	2月定例会議
3月	
4月	休会
5月	休会
6月	6月定例会議
7月	定例会閉会



※ 上記会議の他、定例会議の会期中において、議員又は市長からの要請に基づく臨時会議が開会される。

2 通年議会の導入に併せた政策サイクルの再設計

通年議会の導入により、1年間をとおして議会が活動能力を有する。この通年議会の特徴を生かし、政策サイクルのさらなる充実をはかり、政策サイクルの再設計を行った。

本市議会の政策サイクルは、①市民との意見交換会（市民意見の聴取機能）、②広報広聴委員会（市民意見の整理、問題発見、課題設定機能、広報議会モニター制度による広報広聴機能の強化）、③政策討論会（政策研究・政策立案機能）に加え、予算決算委員会（予算審査と決算審査の連動による適切な団体意思の決定、地域経営根幹への関与）を主なツールとして構成していた。

通年議会の導入にあわせて、これまで主に議会閉会中に行ってきた市民との意見交換会及び政策討論会の調査研究活動を、常任委員会である予算決算委員会の所管事務調査に位置付けた。これにより、市民意見の聴取、政策研究、予算審査、決算審査までの政策サイクルを1つの委員会で、1年間を通じて一貫して行い、専門性を高めることができるようになった。

◆政策サイクルの再設計の概要

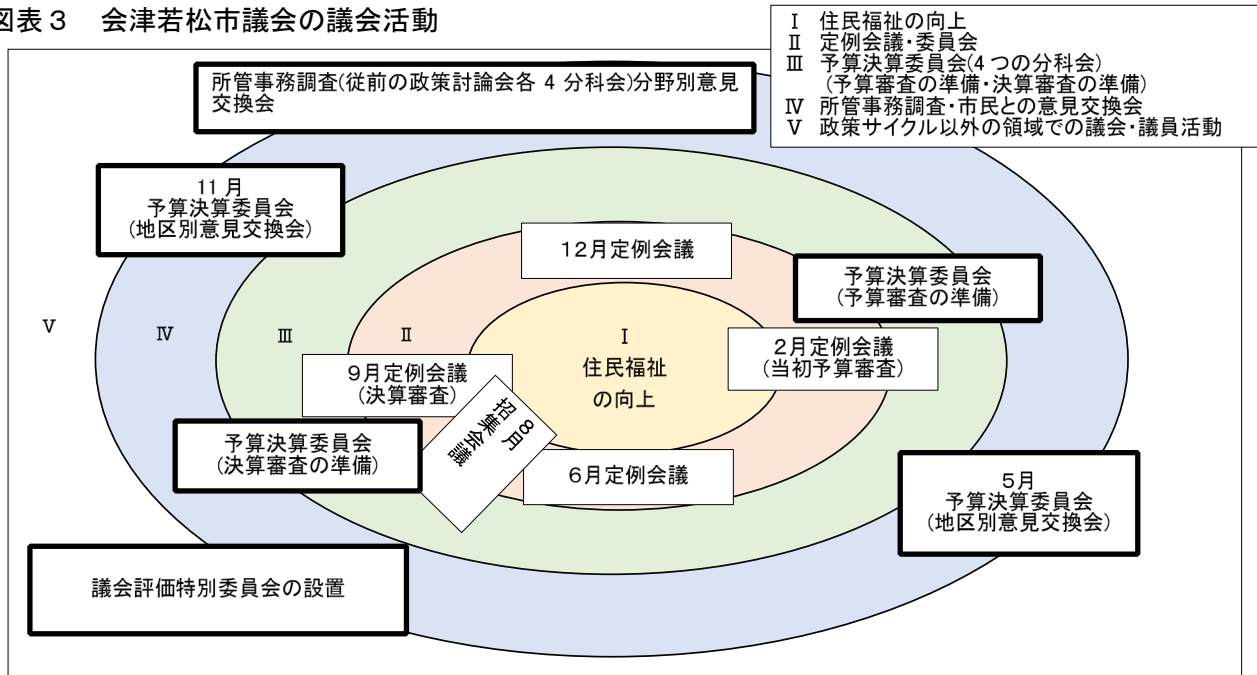
通年議会導入前	通年議会導入後
<div data-bbox="244 920 762 1016"> <p>【予算決算委員会】 ・ 予算審査、決算審査</p> </div> <div data-bbox="244 1046 762 1142"> <p>【市民との意見交換会の実施】 ・ 市民意見の聴取</p> </div> <div data-bbox="244 1167 762 1263"> <p>【政策討論会における調査研究】 ・ 政策研究、政策立案</p> </div> <div data-bbox="244 1288 762 1453"> <p>【広報広聴委員会】 ・ 市民との意見交換会の企画立案 ・ 市民意見の整理、問題発見、課題設定機能</p> </div>	<div data-bbox="831 920 1350 1263"> <p>【予算決算委員会】 ・ 予算審査、決算審査 ・ 以下について、予算決算委員会の所管事務調査とした。 ① 市民との意見交換会の実施（市民意見の聴取機能） ② 政策討論会で実施していた調査研究活動（政策研究、政策立案機能）</p> </div> <div data-bbox="831 1288 1350 1453"> <p>【広報広聴委員会】 ・ 市民との意見交換会の企画立案 ・ 市民意見の整理、問題発見、課題設定機能</p> </div>

IV 政策サイクルに基づく議会活動の制度設計

1 会津若松市議会の議会活動

- ・ 定例会議（9月、12月、2月、6月）
 条例等の議案⇒総務委員会、文教厚生委員会、産業経済委員会、建設委員会に付託し審査
 予算、決算の議案⇒予算決算委員会に付託し、さらに分科会に分担し審査
- ・ 市民との意見交換会
 地区別意見交換会（5月、11月開催） 地区別テーマを設定
 分野別意見交換会（適宜開催） 政策研究のため開催
- ・ 予算決算委員会における政策研究
 市政に関する重要な政策及び課題に対して政策研究を行う。
- ・ 議会評価特別委員会
 議会評価の実施及び議会評価を活用した議会活動のさらなる充実に係る調査研究等を行う。

図表3 会津若松市議会の議会活動



V 政策サイクルの概要と主要3ツール

図表4 常任委員会と予算決算委員会各分科会・議会評価特別委員会の構成

※予算決算委員会各分科会はそれぞれ総務委員会委員、文教厚生委員会委員、産業経済委員会委員、建設委員会委員により構成される。

①	市議会常任委員会				
	総務	文教厚生	産業経済	建設	予算決算
②	予算決算委員会				
	第1分科会	第2分科会	第3分科会	第4分科会	
③	議会評価特別委員会				
	議員6名				

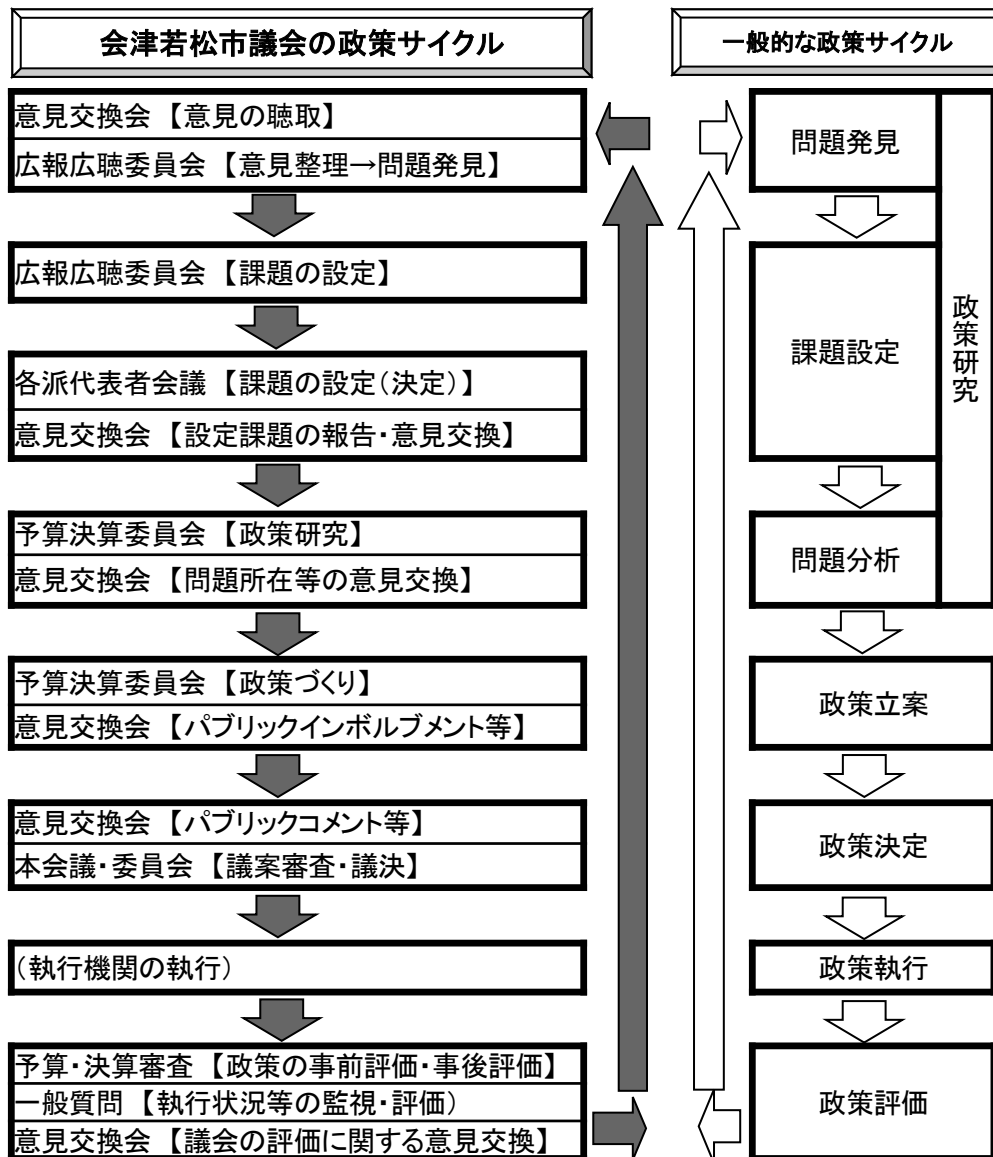
議会評価特別委員会
 議会評価の実施及び議会評価を活用した議会活動のさらなる充実に係る調査研究等を行う。

予算決算委員会
 予算審査・決算審査に加え、
 ・ 市政に関する重要な政策及び課題について所管事務調査として政策研究を行う。
 ・ 市民との意見交換会を所管事務調査として実施する。

1 政策サイクルの基本フレーム

政策サイクルは、市民との意見交換会を起点とし、そこで聴取した意見については、議会が有するさまざまな個別の意思を一般化・統合化していくという機能を踏まえ、数多くの意見から課題を設定し、市民意見・要望に応えようとするモデルである。（図表5）

図表5 政策サイクルにおける主要3ツールの位置付け



(1) 政策サイクルの段階別概要

- ① 政策研究（問題発見 ⇒ 課題設定 ⇒ 問題分析）
 - 市民との意見交換会で市民から「意見を聴取」する。
 - 多様、多数の「意見を整理」し、「問題を発見」する。
 - 発見した問題を一般化、抽象化することで、「課題設定」を行う。
 - 設定された課題については、優先順位、重要性、緊急性等を考察・評価する「問題分析」を行う。

② 政策立案 ⇒ 政策決定 ⇒ (政策執行) ⇒ 政策評価

①の政策研究を行った上で、予算決算委員会各分科会における政策研究などを通して、調査研究を行い、具体的な政策（条例立案・議案修正・政策提言）として、政策に結び付けていく。また、あわせて、政策執行による市民福祉向上への成果を市議会全体の評価尺度で評価し、説明・報告する。

※ 政策研究は、サイクルの起点として極めて重要な位置を占める。

※ 市民意見を市長に伝達するだけでは議会は単なる「使者」にすぎず、その意味では、市民との意見交換会を「議会活動」として認識することはできない。聴取した意見は、少なくとも議会内にも「政策情報」として蓄積することが、議会活動とするための必要条件となる。

(2) 課題設定の具体的方法

ア 課題設定の意義

課題設定 = 問題発見の段階で問題を把握した後、市民ニーズを踏まえ特に取り上げて解決すべきもの、実現すべき問題をテーマとして設定することと定義する。

イ 課題設定に当たっての基本的な視点

市民ニーズに照らしての重要性だけではなく、議事機関としての機能や執行機関との機能的相違などを踏まえ、設定する。

- ・ さまざまな市民意見を分析する中で、市民ニーズを見出す。
- ・ 縦割りの課題は執行機関に委ね、議会としては、可能な限り市民視点での横割りの・総合的な課題を設定する。
- ・ 課題は、何らかの方策によって議会内の合意形成が図られたり、解決できたりする性質のものに限らず設定する。

→ このような課題こそ、議会内や市民間で検討・議論することで、論点・争点が明確になり、議会及び市民が絶えず「あれか、これか」を自らの判断で選択することができるための条件整備につながる。

ウ 設定した課題（政策課題）及び検討主体の振り分け

以上のような検討を経て設定された課題は、**図表6（P16）**のとおり。

課題を調査研究・議論する主体は、予算決算委員会各分科会となる。

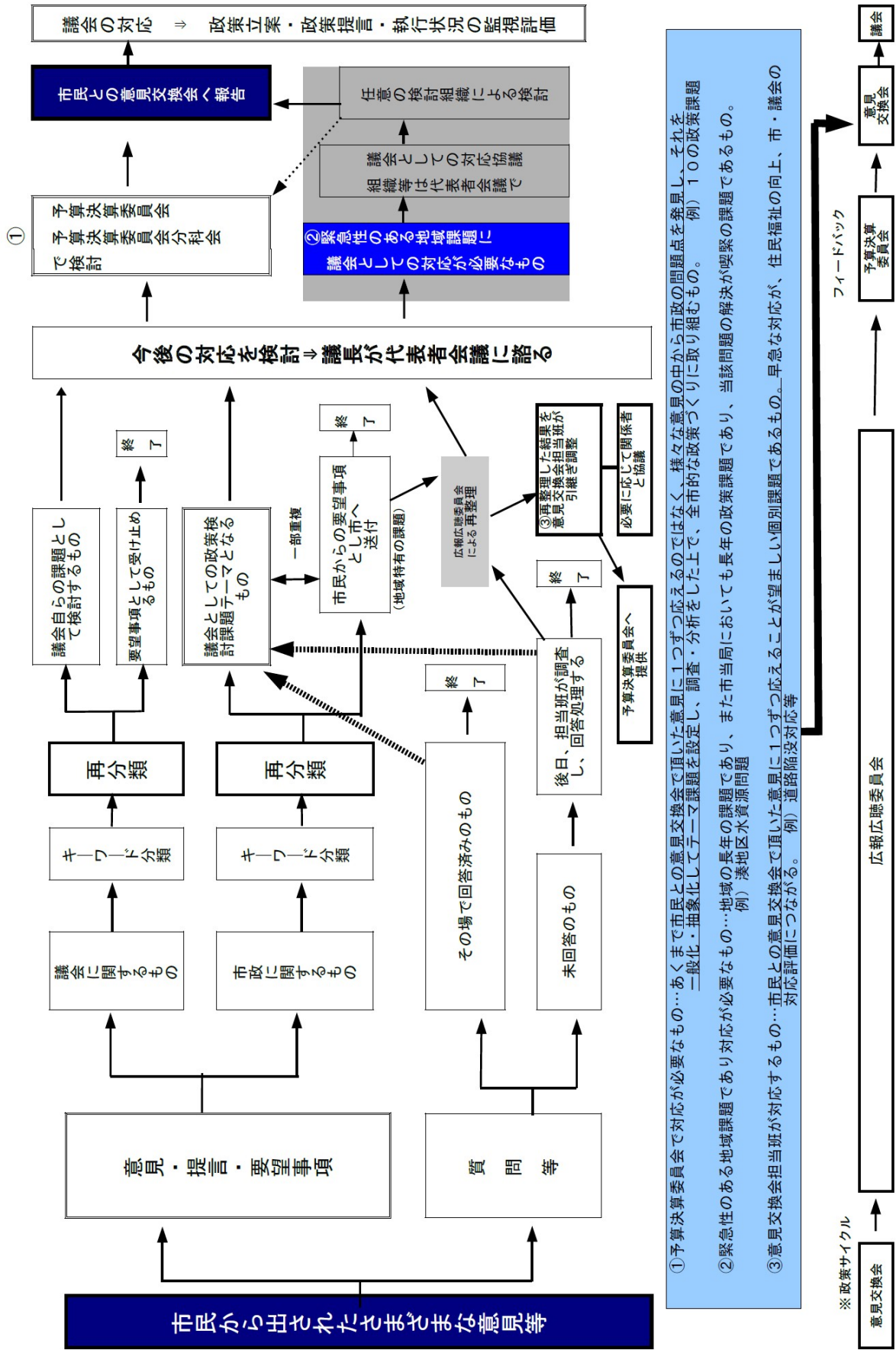
図表6 市民意見を基に設定した政策課題の分類

大分類	テーマ		検討主体
A 議会	1	議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方について	議会
B 行・財政	2	本市財政の持続可能性と事業・サービスとの調和について～市民が事業・サービスを選択しうる舞台づくり	第1分科会
	3	行政サービス提供機能のあり方と庁舎等整備の方向性について	第1分科会
	4	民間委託のあり方について	議会
C 生活・環境	5	防災などの地域の諸問題解決に向けた、地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について	第2分科会、第4分科会
	6	地域環境の保全について	第2分科会
D 健康・福祉・医療	7	高齢社会及び少子化社会における社会保障サービスとその負担のあり方について	第2分科会
E 産業経済	8	地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成について	第3分科会
F 建設・都市計画	9	都市計画の基本的方向性について	第4分科会
G 教育・文化	10	教育・学習環境の整備について	第2分科会

図表7 市民意見の整理例

大項目	中項目	主な意見・提言
A 議会	議員定数・報酬	議員の定数、議員報酬の削減を検討してほしい 議員定数を減らしてしまうと、民意の反映が減るのではないかと思う
	政務活動費	政務活動費はどのように具体的に使われ政策に生かされているか
	議員年金	議員年金はどのような制度でいつから支給されるか
	議員活動	議員は、選挙時だけでなく、もっと地区に足を運べ 会派の目的と趣旨は？本当に政策が共通しているグループなのか？仲良しクラブでは
	議会改革	議会のあり方について、会派・多数だけで決めるのは危険。当局提案だけの予算審議ではなく、事前に市民の意見を尊重してほしい 議会制度改革が進んでいるかのチェック機能は
	意見交換会	意見交換会はよいことである、議会の意見を一つにして行動してほしい 意見交換会の周知方法をもっとちゃんとするべき
	議会基本条例	議会基本条例と政治倫理条例を大変評価している。政治倫理条例の審査会と審査請求について
	議会広報紙	住民に寄り添った広報議会になってきている。カタカナ言葉をあまり使わないでほしい 広報議会で、議案に対する個々の議員の賛否の態度がでているのはいいことだ
B 行財政	市庁舎	新庁舎の建設場所について市民の意見を聴いているのか。しっかりと話し合ってほしい
	財政	借金が多すぎる、解決すべき問題 新庁舎の建設、ICTオフィスの整備など多くの大型事業の予定が組まれており、財政的に不安である
	まちづくり	自治基本条例、地域内分権を議会で長く研究しているようだが、深まっていないのではないか。分権を進めることが必要であり、最初にするべきことではないか
C 生活・環境	環境	新しいごみ焼却施設の建設について、ある議員が先進地を視察・調査を行い、新たな提案をしたようだが、その後どうなったのか
	防災・安全	空き家が増えており防犯面でも不安があるが、空き家対策はどうなっているのか 台風接近時、市から避難勧告のお知らせがきたが、詳細が分からず、何が危険なのか分からなかった。よりきめ細かく情報を知らせてほしい

図表8 市民との意見交換会での意見、提言、要望事項の分類イメージ



① 予算決算委員会で対応が必要なもの…あくまで市民との意見交換会で頂いた意見に1つずつ応えるのではなく、様々な意見の中から市政の問題点を発見し、それを一般化・抽象化してテーマ課題を設定し、調査・分析をした上で、全市的な政策づくりに取り組むもの。例) 10の政策課題

② 緊急性のある地域課題であり対応が必要なもの…地域の長年の課題であり、また市当局においても長年の政策課題であり、当該問題の解決が喫緊の課題であるもの。例) 浅地区水質汚染問題

③ 意見交換会担当班が対応するもの…市民との意見交換会で頂いた意見に1つずつ応えることが望ましい個別課題であるもの。早急な対応が、住民福祉の向上、市・議会の対応評価につながる。例) 道路陥没対応等

2 ツール1：市民との意見交換会

(1) 政策サイクルにおける位置付け・機能

市民との意見交換会は、政策サイクルのほとんど全ての場面に関連する極めて重要な制度である。（P14 図表5）

(2) 市民との意見交換会の開催方法 ※P21「会津若松市議会市民との意見交換会実施要領」参照

ア 開催趣旨

市民との活発な意見交換を図る具体的な場

イ 意見交換会の種類

地区別と分野別の2種類

(ア) 地区別意見交換会

- ・ 行政区18を基準に、15地区で年2回開催
- ・ 「議会報告機能」と「市政・議会運営に関する意見交換機能」の2機能

(イ) 分野別意見交換会

- ・ 行政分野別に、議会が取り組む政策立案等の必要性や各種団体等の要請により開催

ウ 意見交換会の意義と課題

(ア) 意義

- ・ 議会報告機能は、最低限の説明責任の遂行の場（議会基本条例第8条）
- ・ 政策サイクルの起点
- ・ 議会報告での説明責任が議会と議員の活動姿勢に好影響を与える
- ・ 市民からの継続的な監視（モニタリング）の場
- ・ 議員からのシグナリング（情報を持つ側が自己の属性を表すシグナルを送り、相手が逆選択することを防ぐこと）の場
- ・ 市民の判断に資する有用な「政策情報」提供の場
- ・ 市民世論の喚起、形成の起点

(イ) 課題

- ・ 参加者数の伸び悩み、属性の偏り
- ・ 意見交換時間の不足

図表9 市民との意見交換会の開催実績

①地区別意見交換会

回	時期	参加人数	意見等数	内 容	
第1回	平成20年8月	294人	215件	6月定例会報告	①議会基本条例について ②議員政治倫理条例について
第2回	平成21年2月	247人	263件	12月定例会報告	①水道事業の第三者委託について ②議会・議員活動と報酬・定数のあり方（検討フレーム・手順の報告）
第3回	平成21年5月	293人	238件	2月定例会報告	①議会・議員活動と報酬・定数のあり方（現状等の報告）
第4回	平成21年11月	163人	235件	9月定例会報告	①鶴ヶ城周辺公共施設活用構想素案への監視・対案について ②政策討論会分科会の進ちよく状況 ③議会・議員活動と報酬・定数のあり方（議員活動・報酬の仮説モデルの提示）
第5回	平成22年5月	222人	239件	2月定例会報告	①政策討論会分科会の進ちよく状況 ②議会・議員活動と報酬・定数のあり方（議員活動・報酬の仮説モデルの修正）
第6回	平成22年11月	187人	276件	9月定例会報告	①政策討論会分科会の進ちよく状況 ②議会・議員活動と報酬・定数のあり方（議員活動・報酬・定数等の仮説モデルの最終報告）
第7回	平成23年11月	191人	283件	9月定例会報告	①政策討論会分科会の進ちよく状況
第8回	平成24年5月	205人	246件	2月定例会報告	①政策討論会分科会の進ちよく状況 ②各地区の課題

回	時期	参加人数	意見等数	内 容	
第9回	平成24年11月	204人	226件	9月定例会報告	①政策討論会分科会の進ちよく状況 ②各地区の課題
第10回	平成25年5月	214人	230件	2月定例会報告	①政策討論会分科会の進ちよく状況 ②各地区の課題
第11回	平成25年11月	212人	259件	9月定例会報告	①各地区の課題
第12回	平成26年5月	228人	294件	2月定例会報告	①各地区の課題
第13回	平成26年11月	207人	293件	9月定例会報告	①各地区の課題
第14回	平成27年5月	275人	156件	2月定例会報告	①政策討論会での調査研究報告 ②各地区の課題
第15回	平成27年11月	215人	128件	9月定例会報告	①今後の議会改革についての報告 ②各地区の課題
第16回	平成28年5月	256人	172件	2月定例会報告	①各地区の課題
第17回	平成28年11月	217人	182件	9月定例会報告	①政策討論会の活動報告 ②各地区の課題
第18回	平成29年5月	233人	153件	2月定例会報告	①政策討論会の活動報告 ②各地区の課題
第19回	平成29年11月	232人	125件	9月定例会報告	①各地区の課題
第20回	平成30年5月	232人	153件	2月定例会報告	①政策討論会の活動報告 ②各地区の課題
第21回	平成30年11月	225人	124件	9月定例会報告	①各地区の課題
第22回	令和元年5月	216人	176件	2月定例会報告	①政策討論会の活動報告 ②各地区の課題
第23回	令和元年11月	203人	118件	9月定例会報告	①各地区の課題
第24回	令和3年11月	108人	207件	9月定例会報告	①各地区の課題
第25回	令和4年5月	115人	229件	2月定例会報告	①各地区の課題
第26回	令和4年11月	108人	229件	9月定例会議報告	①各地区の課題
第27回	令和5年5月	124人	248件	2月定例会議報告	①予算決算委員会各分科会所管事務調査 経過の報告及び質疑応答 ②各地区の課題
第28回	令和5年11月	147人	244件	9月定例会議報告	①各地区の課題

※令和2年度（5月及び11月）及び令和3年度（5月）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、「地区別意見交換会」の開催を見合わせた。また、議会の広聴機能を補完するための取組として、広報広聴委員会において議会広報紙や市議会ホームページ等により市議会への意見募集を実施した。

②分野別意見交換会

開催年月日	対 象	参加人数	開催趣旨	対応主体
平成20年9月25日	会津若松市幼稚園協会 会津若松市保育所連合会	—	関係者との意見交換、現地視察等を通じ、幼稚園・保育園の現状を把握する。	議員全員
平成21年8月25日	会津若松市障がい者地域 自立支援協議会	62人	地域に生活する障がい者と家族の方々との意見交換を通じ、生活や就業など、障がい者の現状を把握・理解する。	議員全員
平成21年11月20日	障害者の明日を考える会	35人	障害者を支援する団体である障害者の明日を考える会との意見交換を通じて、障がい者の日常生活における現状について理解を深める。	議員全員
平成22年2月17日	会津・図書館を考える会	25人	会津・図書館を考える会との意見交換を通じ、平成23年2月開館予定の生涯学習施設における図書館の果たす役割について理解を深める。	議員全員
平成27年1月21日	第1部：農業・林業・市場・金融関係者 第2部：商工・観光・金融関係者	32人	中小企業、農業者、事業者、金融機関などの方々との意見交換を通じて、地域産業振興にかかる基本条例の制定について理解と協力を求めるとともに、実際の主体者からの意見を今後の条例制定に向けた取り組みに生かす。	政策討論会 第3分科会
平成27年5月26日	会津若松市まちづくり市民会議	16人	自治基本条例の必要性等について調査・研究・検討している団体との意見交換を行い、政策討論	政策討論会 第1分科会

開催年月日	対 象	参加人数	開催趣旨	対応主体
			会での調査研究に生かす。	
平成 27 年 12 月 22 日	会津若松除雪実施協力会	6 人	降雪対策に係る本市の実態や問題・課題等の実際について、現に除排雪業務に携わる担い手との意見交換を通じて理解を深め、政策討論会での調査研究に生かす。	政策討論会 第 4 分科会
平成 28 年 10 月 14 日	市民団体、各種団体	10 人	水道料金が改定された場合における市民生活に与える影響について理解を深める。	政策討論会 第 4 分科会
平成 29 年 7 月 26 日	行仁地区各種団体代表者	17 人	行仁小学校の施設整備等に係るこれまでの経緯を整理するとともに、課題を分析し、問題解決に向け、今後も調査研究していく。	政策討論会 第 2 分科会
平成 30 年 1 月 22 日	会津道路メンテナンス協同組合	10 人	降雪対策に係る本市の実態や問題・課題等を把握し、課題解決に向けた新たな方策を探り、政策討論会での調査研究に生かす。	政策討論会 第 4 分科会
令和 3 年 12 月 22 日	東山及び芦ノ牧温泉観光協会	7 人	東山及び芦ノ牧温泉地の現状や課題を共有し理解を深め、課題の解決に向けた方策を探る。	広報広聴 委員会
令和 5 年 11 月 20 日	会津道路メンテナンス協同組合	6 人	降雪対策に係る本市の実態や問題・課題等について、実際の業務に携わる担い手との意見交換を通じて理解を深め、調査研究に生かす。	予算決算 委員会 第 4 分科会
令和 6 年 1 月 26 日	一般財団法人会津若松観光ビューロー	3 人	観光振興に係る課題や方策等について、地域DMOとして観光振興に携わる団体との意見交換を通じて理解を深め、調査研究に生かす。	予算決算 委員会 第 3 分科会

③ 広報広聴委員会主催の意見交換会

開催年月日	対 象	参加人数	内 容
平成 24 年 8 月 22 日	市民	10 人	議会に対する期待や要望、現在議会が取り組んでいる課題解決のためのアドバイス、今後の広報広聴のあり方について意見をいただいた。
令和 5 年 11 月 24 日	広報議会モニター	5 人	広報議会に関するアンケート調査の回答内容や広報議会を通して見た会津若松市議会について、様々な意見をいただいた。

④ 市議会への意見募集

意見募集期間	対 象	意見者数 (意見数)	内 容
令和 2 年 11 月 1 日 ～11 月 20 日	市民	36 人 (71 件)	・新型コロナウイルス感染症に関する意見 ・市政や議会等に関する意見
令和 3 年 5 月 1 日 ～5 月 31 日	市民	17 人 (33 件)	・市政や議会等に関する意見

エ 地区別意見交換会の基本フレームと精緻化・拡張による課題解決の可能性

(ア) 基本フレーム

対象の細分化の基準 ⇒ 地域別、地区別（地理的なもの）

投入する政策 ⇒ 議会報告（定例会・議会改革）、市政・議会運営等意見交換テーマ

※ 特徴 ⇒ 細分化された地区は異なるが、投入する政策は同じ（図表 10）

図表 10 従来の地区別意見交換会のイメージ

	A 地区	B 地区	C 地区
① 議会報告会（定例会）			
② 議会改革報告			
③ 政策テーマの意見交換			

(イ) 課題解決のためのモデルの精緻・拡張

- ・ 地区の細分化
地区（小学校区）をさらに各種団体、子ども会育成会連絡協議会というように細分化
 - ・ 投入する政策の細分化
現行の市全体にわたるものから、例えば子育てに関するテーマに特化したり、その地区に特有・固有の政策課題をテーマにしたりするなどの細分化
- ※ 地区の単位は現状のままで、投入する政策として地区に特有・固有の政策課題をテーマに意見交換をする場合のイメージ（図表 11）

図表 11 現行の地区別意見交換会のイメージ

	A地区	B地区	C地区
① 議会報告会（定例会）			
② 議会改革報告			
③ 政策テーマの意見交換			
④ 地区ごとの政策課題			

オ 分野別意見交換会の基本フレーム

(ア) 現行の基本フレーム

- 対象の細分化の基準 ⇒ 福祉、教育、産業など市政の分野別
投入する政策 ⇒ それぞれの分野や政策サイクル上の政策の熟度等により異なる
※ 特徴 ⇒ 細分化された市場も投入する政策もそれぞれ異なる。（図表 12）

図表 12 現行の分野別意見交換会のイメージ

	分野① 福祉	分野② 教育	分野③ 産業
① 「第6次産業化」			
② 「障がい者福祉」			
③ 「図書館政策」			

(イ) 今後の分野別意見交換会の方向性

- 対象分野、政策の細分化をさらにきめ細かくしていく
(団体等からの申し出に基づく開催だけではなく、引き続き議会から積極的に実施していく)

(参考) 会津若松市議会市民との意見交換会実施要領

会津若松市議会市民との意見交換会実施要領

(平成 23 年 7 月 27 日議長決裁)
(平成 26 年 11 月 25 日議長決裁)
(平成 27 年 4 月 20 日議長決裁)
(平成 30 年 12 月 13 日議長決裁)
(令和元年 12 月 13 日議長決裁)
(令和 4 年 8 月 8 日議長決裁)
(令和 5 年 9 月 4 日議長決裁)

1 趣旨

会津若松市議会が、多様な市民の多様な意見を多様に代表するという合議機関としての役割を適切に果たし、会津若松市政の発展に貢献していくためには、大勢の市民と結びついていけるよう、積極的な市民参加を求めていくことが必要である。

会津若松市議会市民との意見交換会（以下「意見交換会」という。）は、市民との活発な意見交換を図る具体的な場として、会津若松市議会基本条例及び会津若松市議会市民との意見交換会の実施に関する規程に基づき開催するもので、意見交換会の実施については下記のとおりとする。

2 地区別意見交換会

(1) 班の編成及び構成

- ① 班は、予算決算委員会委員の5人又は6人で構成し、5班編成とする。
- ② 班編成は、広報広聴委員会、所属常任委員会、所属会派、当選回数等を基準とし、常任委員会委員の任期ごとに、広報広聴委員会において協議し、議長において決定する。
- ③ 班に、代表者を置き、構成員の互選によって決定する。

(2) 対象地区

市内行政区18を基準に、別表に掲げる15地区を対象とする。

(3) 開催回数

1年を前期及び後期に分け、1地区当たり前期（5月）、後期（11月）の年2回開催する。

(4) 各班の担当地区

- ① 各班は、前期及び後期に別表に掲げる15地区をそれぞれ3地区ずつのグループに分け担当するものとする。
- ② ①に規定するグループ分けは、会津若松市議会議員の改選ごとに、議会広報紙の配布世帯数が多い順に5地区ずつ3に区分したものの中からそれぞれ1地区ずつ割り振って編成するものとし、各グループにおける地区の組合せは、世帯数及び地域のバランス等を勘案の上、広報広聴委員会において協議し、議長が決定する。

(5) 各班の担当地区の決定方法

- ① 各班が担当する地区は、班編成後に各班の代表者の抽選によって決定する。
- ② 2回目以降については、1班は5班が、2班は1班が、3班は2班が、4班は3班が、5班は4班が担当した地区をそれぞれ担当していくものとする。

(6) 開催手続き及び周知方法

- ① 各班は、開催趣旨・内容並びに開催日時及び会場について、各地区と連絡調整するとともに、会場の利用予約を行う。なお、議長を通じての開催通知事務及び会場利用申請事務は、議会事務局が行う。
- ② 市民への開催日時及び会場の周知の事務は議会事務局が行う。

(7) 説明資料等

- ① 式次第、「あいづわかまつ広報議会」をはじめ、その他必要な資料については、広報広聴委員会で協議・決定し、統一した共通資料を準備・配布するものとする。
- ② 資料の印刷・準備は、議会事務局において行う。

(8) その他必要な備品等

意見交換会横断幕、議員名札、ボイスレコーダー、受付簿、消耗品（メモ用紙、筆記用具、セロテープ、画びょう等）については、議会事務局で準備する。

(9) 意見交換会次第及び役割分担

次第及び役割分担は、概ね次のとおりとする。

次 第	役 割 分 担
一 開 会	※ 司会者（持ち回り）
二 自己紹介	班員全員
三 あいさつ	班代表者
四 議会報告	
1 議会活動報告	※ 代表者（持ち回り）
2 質疑応答	班員全員
五 市政・議会運営に関する意見交換	班員全員
六 閉 会	
※ 開催時間は、概ね1時間30分程度。	※ 記録者（持ち回り）

(10) 意見交換会の実施

- ① 各班は、説明資料を踏まえ、事前の打ち合わせを行うものとする。
- ② 意見交換会は、聴取した市民意見を議会内での議論・政策形成につなげていくことにあるところから、基本的には市民の意見・要望の意図・真意等をお聞きするという姿勢で臨むものとする。

- ③ 意見交換会は、市議会が主催し、かつ、市議会が合議機関として決定・確認した事項に基づき実施することを主旨とするものであるところから、議会の構成員としての良識ある言動に努めるものとする。
- ④ 各班は、意見交換会終了後は、事後の評価・総括を行うものとする。
- (11) 開催結果の報告
各班は、地区別意見交換会の開催結果の報告を、予算決算委員会において行うものとする。
- (12) 議長への報告
予算決算委員会委員長は、地区別意見交換会の開催結果について、市民との意見交換会報告書(第1号様式)により、議長へ報告を行うものとする。
- (13) 次回担当班への引継ぎ
各班は、地区別意見交換会の実施後、担当地区の申し送り事項について、次回の担当班に引継ぎを行うものとする。
- (14) 意見等の整理・検討等
広報広聴委員会は、議長から依頼された意見等の整理及び検討した結果について、常任委員会(予算決算委員会においては分科会ごとに整理検討したもの)、議会運営委員会等へ送付するもの、市長等へ伝達するもの等々の対応方針を協議する。この場合において、協議するに当たっては、必要に応じて各班の代表者の出席を求めるものとする。
- 3 分野別意見交換会
- (1) 担当主体
- ① 市民から分野別意見交換会開催の要請があった場合
市民から分野別意見交換会開催の要請があった場合は、広報広聴委員会が、当該要請内容を踏まえ、担当主体を検討し、議長に報告し、議長が担当主体を決定するものとする。
- ② 常任委員会が、所管事務調査として分野別意見交換会を開催する場合
常任委員会が、所管事務調査として分野別意見交換会を開催する場合は、当該常任委員会が担当主体となり、議長に開催趣旨等を報告するものとする。
- (2) 議長への報告
分野別意見交換会の担当主体は、分野別意見交換会の開催結果について、市民との意見交換会報告書(第2号様式)により、議長へ報告を行うものとする。
- (3) 意見等の整理・検討等
広報広聴委員会は、議長から依頼された意見等の整理及び検討した結果について、常任委員会(予算決算委員会においては分科会ごとに整理検討したもの)、議会運営委員会等へ送付するもの、市長等へ伝達するもの等々の対応方針を協議する。この協議に当たっては、必要に応じて分野別意見交換会の担当主体の代表者等の出席を求めるものとする。
- 附 則
この要領は、議長の決裁の日から施行する。
- 附 則
この要領は、議長の決裁の日から施行する。
- 附 則
この要領は、議長の決裁の日から施行する。
- 附 則
この要領は、議長の決裁の日から施行する。
- 附 則
この要領は、議長の決裁の日から施行する。
- 附 則
この要領は、議長の決裁の日から施行する。
- 附 則
この要領は、議長の決裁の日から施行する。

※ 市民との意見交換会の報告書については、市議会ホームページにて公表しています。
⇒<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2008092200047/>

3 ツール2：広報広聴委員会

(1) 政策サイクルにおける位置付け・機能

広報広聴委員会は、政策サイクルのステージのうち、政策研究の段階で重要な位置付けにある。（P14 図表5）

(2) 広報広聴機能の考え方

ア 基本機能

広報機能と広聴機能の2機能を発揮するための機関として、広報広聴委員会の設置を議会基本条例第6条に規定している。

(ア) 広報機能： 広報紙による広報、パブリシティ、広報議会モニター制度

(イ) 広聴機能： 直接説明及び広聴「市民との意見交換会」

イ 委員会構成

定数は8名。委員の選任については、2人以上の会派から按分により選任することを基本としている。

(3) 広報広聴委員会の所掌事務 ※P25「会津若松市広報広聴委員会に関する規程」を参照

ア 議会広報紙の編集に関すること。

イ 議会のホームページに関すること。

ウ 議会と市民との意見交換会（企画立案に限る）に関すること。

特に地区別意見交換会に関する事務については、以下のとおりである。

(ア) 地区別意見交換会の開催方針・内容の検討、確認

(イ) 地区別意見交換会の資料の送付、開催案内

(ウ) 地区別意見交換会終了後における運営総括及び事後整理

(4) 議会広報紙（あいづわかまつ広報議会）の特徴

ア 市民と議会、広報と広聴とをつなぐ機能

イ 具体的特徴

(ア) 政策サイクルの取組の経過や成果を報告

(イ) 議会報告、議決責任を踏まえ議決結果に至る審議経過を重視

(ウ) 議員各人の表決結果の一覧を掲載

(エ) 紙面トップに掲載していた一般質問の記事を後方へ掲載

(5) 広報議会モニター制度の導入 ※P26「会津若松市議会広報議会モニター設置要綱」を参照

ア 目的

市民がより身近なものとして広報議会への関心を高め、理解を深めるためにアンケートを実施し、広く市民の意見等を広報議会の編集に反映することにより、広報広聴機能の充実を図る。

イ 構成

・一般公募のほか、各種市民団体や各高等学校等からの推薦を受けた約60名に委嘱

・任期は約2年間（委嘱日から翌々年の3月31日まで）

ウ 取組

・おおむね年2回のアンケートを実施

⇒ アンケートの実施等について、広報広聴委員会委員がそれぞれ広報議会モニターに対応する担当制を導入

・アンケートによる意見を広報広聴委員会で協議し、議会広報紙へ反映

⇒ アンケート集計結果及び協議結果についても、広報議会やホームページ等で周知

(参考) 会津若松市議会広報広聴委員会に関する規程

会津若松市議会広報広聴委員会に関する規程

平成 20 年 6 月 23 日

会津若松市議会告示第 1 号

改正 平成 23 年 7 月 27 日議会告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、会津若松市議会基本条例（平成 20 年会津若松市条例第 19 号）第 6 条の広報広聴委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 議会広報紙の編集に関すること。
- (2) 議会のウェブサイトに関すること。
- (3) 議会と市民との意見交換会（企画立案に限る。）に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。

(定数)

第 3 条 委員会の委員定数は、8 人とする。

(委員)

第 4 条 委員は、議員の中から議長が指名する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(準用)

第 6 条 委員会の運営等については、会津若松市委員会条例（昭和 34 年条例第 3 号）第 10 条、第 12 条から第 15 条まで、第 16 条本文、第 17 条、第 19 条、第 20 条及び第 22 条の規定を準用する。

(記録)

第 7 条 委員長は、職員をして会議の議事、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させるものとする。

(議会外への行為)

第 8 条 委員会が、議会外に対して何らかの行為をしようとするときは、議長を経てしなければならない。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行後最初に指名された委員の任期は、第 4 条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 21 年 5 月 15 日までとする。

附 則（平成 23 年 7 月 27 日議会告示第 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。

(参考) 会津若松市議会広報議会モニター設置要綱

会津若松市議会広報議会モニター設置要綱

(平成30年2月1日議長決裁)

(令和2年3月31日議長決裁)

(設置)

第1条 会津若松市議会広報広聴委員会(以下「委員会」という。)が企画・編集する「あいづわかまつ広報議会」(以下「広報議会」という。)について、市民がより身近なものとして広報議会への関心を高め、理解を深めていただくことを目的にアンケートを実施し、広く市民の意見を広報議会の編集に反映することにより、広報広聴機能の充実を図るため、広報議会モニター(以下「モニター」という。)を設置する。

(構成)

第2条 モニターの構成員は、各種市民団体等が推薦する者及び一般公募により議長が選考した者のうちから、議長が委嘱する。

2 モニターの定数は60名程度とする。

(資格)

第3条 モニターに参加できる者は、募集する年度において、市内に居住する者又は市内に通勤・通学する者で、満16歳以上とする。ただし、国及び地方公共団体の議会の議員を除く。

(任期)

第4条 モニターの任期は、委嘱した日から当該日が属する年の翌々年の3月31日までとする。

2 モニターのうち各種市民団体等が推薦する者がその任期中に欠けたときは、当該市民団体等が推薦する者を後任とし、その任期は前任者の残任期間とする。

(任務)

第5条 モニターは、広報議会の内容等について、委員会の依頼に応じてアンケートに回答するものとする。

2 前項のアンケートは、おおむね年2回実施する。

(公表)

第6条 議会は、前条のアンケートの結果を、広報議会及び市議会のホームページにおいて公表するものとする。

(謝礼)

第7条 モニターへの謝礼は、予算の範囲内において支給することができる。

(個人情報の取扱い)

第8条 モニターの個人情報は、本事業以外の目的には使用しないものとし、会津若松市個人情報保護条例(平成15年会津若松市条例第2号)の規定に基づき、適切に取り扱わなければならない。

(解嘱)

第9条 議長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 辞退の申出があったとき。
- (2) 第3条の資格を満たさなくなったとき。
- (3) 第5条の任務を1年以上遂行しないとき。
- (4) その他議長が解嘱の必要があると認めたとき。

2 前項第3号の事由により解嘱された者は、再度モニターになることはできない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、モニターの実施に関し必要と認められる事項については、委員会において協議する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。

4 ツール3：予算決算委員会における政策研究

(1) 政策サイクルにおける位置付け・機能

予算決算委員会における政策研究は、政策サイクルのステージのうち、政策研究に係る問題分析及び政策立案の2つの段階で主要な機能を果たすものである。(P14 図表5)

(2) 予算決算委員会における政策研究

市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進する。

- ・ 予算決算委員会 議長を除く全議員で構成
- ・ 予算決算委員会各分科会 総務・文教厚生・産業経済・建設の各常任委員会の委員で構成

常任委員会の構成

会津若松市議会常任委員会					
①	総務委員会	文教厚生委員会	産業経済委員会	建設委員会	予算決算委員会 (議長を除く全議員)
← 予算決算委員会					
②	第1分科会	第2分科会	第3分科会	第4分科会	(斜線)

※ 各分科会の構成委員は、常任委員会の委員と同じである。

(3) 予算決算委員会における政策研究の基本フレーム・手順

ア 問題分析、政策立案の基本フレーム

テーマの問題分析 → 論点抽出 → 学識経験者の指導 → 論点整理 → 論点に対する委員間討議 → 論点に対する市民との意見交換 → 意見整理 → 論点の最終整理 → 政策提言・政策立案(条例等の提案など) → 政策決定(議決) ⇒ 市民への報告(説明責任)

イ 基本手順

問題分析及び政策立案について、基本的な手順は以下のとおり。

問題分析及び政策立案の基本的な手順の概要

① 問題分析のため論点抽出(予算決算委員会各分科会で委員間討議)

- ・ 設定された課題(討論テーマ)分析の基本的視点の議論
- ・ 基本的視点に基づく論点の抽出

② 分析ツールのインプット(専門的知見の活用)



③ 論点整理(分科会で委員間討議)

- ・ 抽出した論点の整理
- ・ 論点に基づく議論による争点の発見・整理 → 論点整理表の作成へ

① 仮説の立案

- ・ 争点ごとに委員間討議を行い、合意点を仮説として立案



② 仮説検証のための政策情報のインプット

- ・ 市民との意見交換による検証情報(市民との意見交換会)
- ・ 専門的知見の観点からの検証情報(分科会)

- 行政からの情報提供による検証情報（分科会）



③ 仮説検証のための議員間討議

- 討議に当たっては、「こうしたい、こうすべきだ」という価値判断的議論を基軸にしながらも、問題分析における専門的知見の活用等で習得した分析ツールも活用し、理論的・規範的な観点からの検証も行うよう留意する。



④ 検証結果を踏まえた説明責任の遂行

- 検証結果の市民への報告・説明（市民との意見交換会）



⑤ 検証仮説を踏まえた政策立案等

- 検証仮説を踏まえた機関意思の決定・表明（決議）
- 検証仮説を踏まえた政策立案や政策提言

※その後は、政策決定（議決）と市民への説明責任遂行へ

(4) 成果のとらえ方と活用への留意 ～議論プロセスにおける中間生産物の活用

ア パターンA「結論の導出→政策立案への活用」

- (ア) 議会内（常任委員会、議会運営委員会、各派代表者会議等）における政策立案
- (イ) 議長を通じた執行機関への政策提言
- (ウ) その他議会における政策形成への反映

イ パターンB「結論出ず→論点整理→議員（委員）間討議への活用」

- (ア) 討論のプロセスで得た論点・課題等を整理及びとりまとめの上、議長を通じて全議員に配布し、討議材料として積極的に活用するものとする。
- (イ) これにより、今後の議会における審議充実によるチェック機能の向上及び政策形成機能の向上につなげていくものとする。

(5) 政策提言

4年に一度の市議会議員の選挙や2年ごとの常任委員会の委員選任に合わせ、それまでの取組状況に関する中間総括や最終報告を行っている。なお、第1分科会から第4分科会における調査・研究の成果を踏まえ、市長に対して政策提言を行っている。

(P30～32 図表13参照)

(6) 議会制度検討特別委員会の取組

※通年議会の導入にあわせて、令和4年8月に議会活動評価モデルの実装及び政策サイクルの発展に係る調査研究を目的とした政策討論会議会制度検討委員会を議会制度検討特別委員会に改組した。（令和5年7月31日まで設置）

(7) 議会評価特別委員会の取組

※令和5年10月に議会評価の実施及び議会評価を活用した議会活動のさらなる充実に係る調査研究を目的として設置した。（構成：各委員会から1名ずつ選出し、6名で構成）

【参考：各分科会における調査研究内容について（令和5年8月以降の検討テーマ）】

◎ **第1分科会（構成：総務委員会委員）**

< 討論テーマ >

- ① 本市財政の持続可能性と事業・サービスとの調和について～市民が事業・サービスを選択しうる舞台づくり～
- ② 行政サービス提供機能のあり方と庁舎等整備の方向性について

< 具体的検討テーマ >

- ① 健全な行財政運営に基づく最適な自治体づくりについて～財政健全化、住民自治、ICTと未来社会～
- ② 均衡ある行政機能と住民サービスのあり方について～まちの拠点～

◎ **第2分科会（構成：文教厚生委員会委員）**

< 討論テーマ >

- ① 防災などの地域の諸問題解決に向けた地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について
- ② 地域環境の保全について
- ③ 高齢社会及び少子化社会における社会保障サービスとその負担のあり方について
- ④ 教育・学習環境の整備について

< 具体的検討テーマ >

- ① 地域包括ケアシステムについて
- ② 新たな学校の在り方について

◎ **第3分科会（構成：産業経済委員会委員）**

< 討論テーマ >

- ① 地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成について

< 具体的検討テーマ >

- ① 農業の担い手育成と農産物のブランド化について
- ② 観光誘客・交流人口拡大強化と宿泊滞在型観光の推進について
- ③ 商店街活性化への取組について

◎ **第4分科会（構成：建設委員会委員）**

< 討論テーマ >

- ① 防災などの地域の諸問題解決に向けた地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について
- ② 都市計画の基本的方向性について

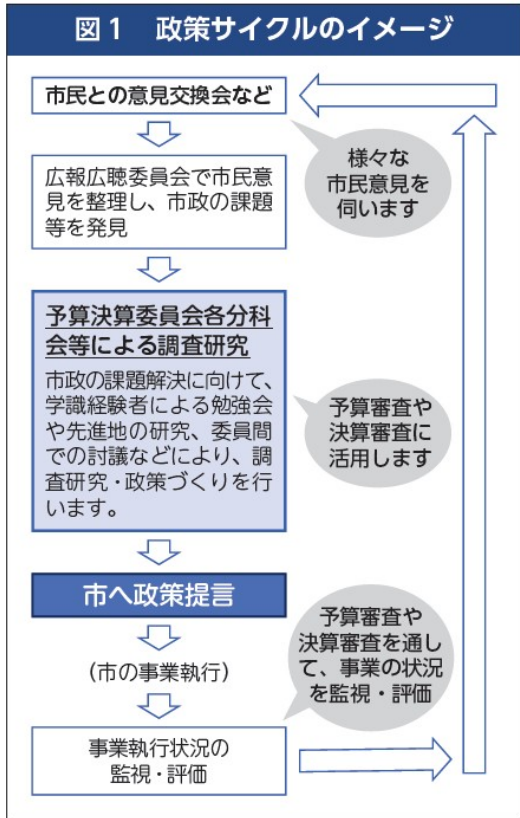
< 具体的検討テーマ >

- ① 官民連携による降雪対策の在り方について
- ② 市民の安全安心を担保するための総合的な雨水対策について

図表 13 あいづわかまつ広報議会No.213（令和5年9月1日号）より（1）

住みよいかまつ若松市のために 議会から市へ政策提言を行いました

会津若松市議会では、議会基本条例に基づき、市民との意見交換会を開催し、いただいた意見等をもとに政策課題を定め、政策討論会（令和4年8月からは予算決算委員会）各分科会において調査、研究を進めてきました（図1）。
令和5年6月14日、予算決算委員会において、各分科会よりこれまでの4年間の取組状況が報告され、同年7月7日、自主防災組織への支援の在り方などについて市長へ政策提言を行いました。



各分科会最終報告書

令和元年8月から令和5年6月までの調査研究を予算決算委員会各分科会の最終報告書としてまとめました。

令和5年7月7日、市長に提言書を手渡す様子（令和5年7月7日）

- 各分科会の研究テーマ
- 第1分科会**
 - ・財政健全化
 - ・住民自治
 - ・ICTと未来社会
 - ・まちの拠点
 - 第2分科会**
 - ・地域との連携による防災・減災対策
 - ・地域住民が皆社会参加できる地域づくり
 - ・学校における学習環境の整備
 - ・ごみ減量化の取組
 - 第3分科会**
 - ・農業の担い手育成及び農業所得向上
 - ・観光誘客並びに地域経済活性化及び支援策の在り方
 - ・新工業団地の造成
 - 第4分科会**
 - ・市民の安心・安全を担保するための社会インフラの在り方
 - ・官民連携による降雪対策の在り方（官民連携、協働による道路等のインフラの維持管理・整備手法）

報告書はこちらからご覧いただけます




市長に提言書を手渡す様子（令和5年7月7日）

議会からの政策提言

今回の最終報告を踏まえ、「自主防災組織への支援の在り方」をはじめ5点について、議会として市へ提言することが確認され、市長へ提言を行いました。

特集

議案等の審査

審議結果

賛否一覧

討論

一般質問

議会からのお知らせ

提言1
地域防災

●自主防災組織への支援の在り方に関する提言

○地域の実情に応じた補助の在り方を検討すべき

自主防災組織は、災害による被害を未然に、また最小限に防ぐための組織で、地域にとって重要な役割を担っており、今般、本市では様々な町内会において自主防災組織の設立が検討されている。

現在、市では自主防災組織設立時のみに補助金を交付しているが、この自主防災組織が継続して、充実した活動ができ、組織力の強化が図られるためには、設立後においても継続的に財政支援を行う必要がある。

支援に当たっては、各自主防災組織のニーズを的確に把握した上で、各地域の実情に応じた補助の在り方を検討すべきである。



提言3
中小企業

●中小企業及び小規模企業の振興に係る協議の場に関する提言

○未来会議構成メンバーの選出方法を改善せよ

中小企業・小規模企業未来会議が果たす役割は大きく、中心市街地における賑わいの創出と商店街の活性化に繋がる取組が期待されるところであり、令和5年度に取組成果を総括することとしている。

これまでのコアメンバーの出席状況等を踏まえれば、欠席が多いメンバーや任期中でのメンバーの交代等もあり、所期の目的を果たせるとは言い難い側面も見受けられる。

未来会議の構成メンバーは、一定期間継続して会議に出席できるメンバーとするべきであり、その選出方法について改善を図るべきである。

※中小企業・小規模企業未来会議

本市の中小・小規模企業の振興について、関係者が協議する会議

提言2
食料・農業・農村

●農政の在り方に関する提言

○国への要請行動を継続すべき

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田が見直され、令和4年度から5年間の間に1か月以上水張りが行われない農地については交付対象水田としない方針とされるなど、就農者の意欲や所得安定等に影響を及ぼす事態を招いている。

農業は、国の施策に大きな影響を受けることから、国に対し、JAをはじめとした関係機関が一体、一丸となり、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しや安定的な農業所得の確保等に向け、必要な支援措置を講じるよう要請行動を継続していくべきである。

※水田活用の直接支払交付金

水田で飼料用米、麦、大豆等の作物を生産する農業者に対して交付される交付金



提言4
観光

●観光誘客に関する提言

○インバウンド誘客に取り組むべき

外国人観光客が来訪先を選ぶ際に参考としている情報は日本国内においても人気のある観光地であり、インバウンド誘客は国内需要の高さが前提となるという指摘もあるところである。

そのため国内からの観光誘客の強化を図るため、広域的な観光ルートの充実に取り組みながら、インバウンド対策を講じる必要がある。外国人観光客のニーズを把握しながら、海外の現地法人やインフルエンサー等との連携・協力によるPRや周知に努めていくとともに、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）等を見据え、近接する各空港から本市への直行高速バスの運行を検討するなど、交通アクセスの充実を図り、外国人観光客をはじめとして本市への観光誘客に取り組むべきである。



提言5
社会基盤系
公共施設

●市民の安心・安全を担保するための
社会インフラの在り方に関する提言

○（仮称）会津若松市インフラマネジメント計画の策定を

本市におけるインフラ整備については、「会津若松市総合治水計画」、「会津若松市橋梁長寿命化計画」、「会津若松市水道事業ビジョン」、「会津若松市下水道ストックマネジメント計画」など、分野ごとの個別計画が策定されているものの、インフラ全体についてのマネジメント計画は策定されていない。また、市民からの要望の多い生活道路についても、日々のパトロールによる現状の把握と応急的な補修により対応している状況にあり、計画的な管理を進めていく必要がある。

そのためには、市において、適切な予防保全や、長期的視点での整備を行い、管理するインフラを総体的に把握して対応していくための「（仮称）会津若松市インフラマネジメント計画」の策定が必要であり、そのためには、市全体のインフラ総量を把握するための管理のデジタル化を進め、市民からの要望・対応状況や日常の補修等の管理も含めた、計画的なインフラの整備・管理を行うことが必要である。将来的には、民間への道路管理の包括委託の可能性も視野に入れ、各種事業内容の洗い出しや、除雪を含めた通年による道路管理など、将来を見据えた検討を行っていくべきである。



VI 会津若松市議会の特徴

1 予算・決算の審査

(1) 政策サイクルと決算審査・予算審査の連動 (P34~35 図表 14・15)

- ・決算審査と予算審査には年度間のタイムラグがあるが、住民福祉に資する予算が執行された結果をどのように評価し、その内容が次年度以降どのように予算化がされるのか、政策サイクルで見ることができる。
- ・政策や施策の全体最適性として、事務事業を議会として評価すべきである。

※ 政策分野の評価

予算決算委員会 [決算審査] において総合計画の政策分野を評価 ⇒ 事前に、市民との意見交換会での意見、予算審査における論点、重要性・緊急性を勘案し、施策・事務事業を抽出 ⇒ 委員間討議により論点課題の抽出 ⇒ 論点をもとに決算審査において質疑 ⇒ 議員間討議 ⇒ 評価 (要望的意見) ⇒ 執行機関へ送付 ⇒ (予算編成 ⇒) 予算決算委員会 [予算審査] ⇒ (予算執行 ⇒) 予算決算委員会 [決算審査]

(2) 予算決算委員会の常任委員会化 (平成 25 年 8 月に設置)

ア 設置目的

予算決算委員会は、予算及び決算の審査について議案一体の原則に照らし適正な審査を行うとともに、議員全員が予算・決算の審査に携わりながら、予算 (政策決定) と決算 (政策評価) の審査を連動させた政策サイクルにより議会機能の一層の充実を図り、もって、本市の政策課題の解決に寄与することを目的に設置する。

イ 組織

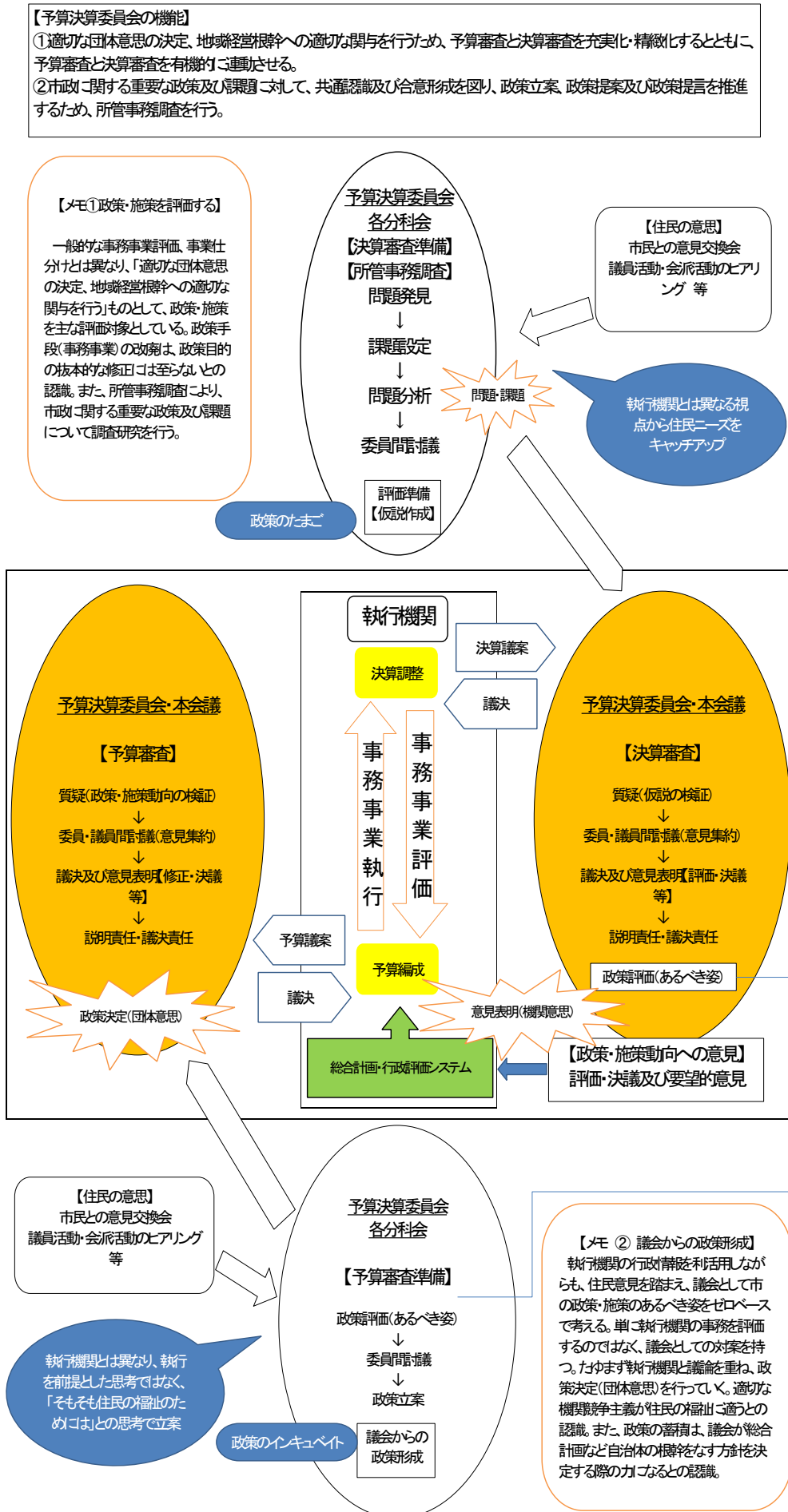
- ・議長を除く全議員で構成
- ・分科会による審査 (総務・文教厚生・産業経済・建設委員会ごとに分科会を設置)

(3) 予算審査・決算審査に係る論点の抽出

- ・論点抽出表の作成 (P35 図表 15)
 - ⇒ 総合計画をベースに、各委員が論点を持ち寄り、各分科会として取り上げる論点などについて協議 (この論点は、各分科会の具体的検討テーマとして抽出・調査研究している項目を中心にしている)
 - ⇒ 委員間討議を行い、市民との意見交換会などで聴取した意見を中心に練り上げる
- ・論点抽出表をもとに、定例会議や予算決算委員会各分科会にて執行機関に質疑
- ・分科会ごとに委員間討議を実施し、必要であれば分科会として修正案や決議案、要望的意見をとりまとめ、予算決算委員会に報告 → その後、本会議において審議、審査を行う

※P39 具体的手順 (2月定例会議 (当初予算審査など) を例に) 参照

図表 14 予算決算委員会の政策サイクルのイメージ



2 議決責任と議員間討議

(1) 議決責任

- ・ 議会基本条例に「議決責任」を明記
※「説明責任遂行」を要請することで、間接的に政治的・道義的な「議決責任」を規定

(2) 議決責任の規定による効果

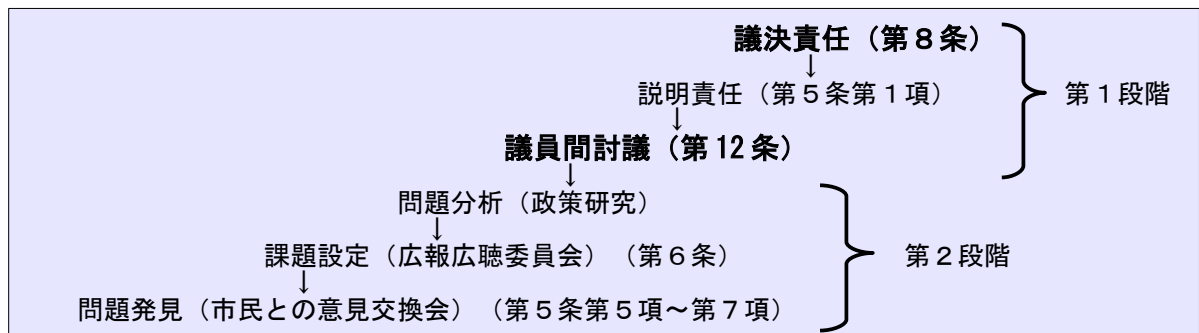
ア 将来の議決責任からさかのぼって現在の議会・議員活動を改革する考え方（図表 16）

議会が議決責任を認識し説明責任を果たそうとした時、機関としての議会、その構成員としての議員は、これまで以上にその活動を活性化させる必要が出てくる。←議決責任規定の効果

イ 議決の主体、議決に係る説明の主体、説明の範囲

- ・ 議決の主体は議会。（議員が主体となる表決とは異なる）
- ・ 議決責任に関する説明の主体は議会。（主語は議会。「議会は、・・・・」）
- ・ 議決結果だけでなく、「何を論点としてどのような審議を行い、その経過の中では何が争点となったのか」「議会全体としてはどこまでを合意点として確認し、合意に至らず最後まで争点として残ったのは何か」「最終的になぜそのような議決結果になったのか」まで説明が必要である。⇒ 議員間討議の必要性

図表 16 将来の議決責任遂行の議会・議員活動のフロー



3 議員間討議

(1) 議員間討議の意義

ア 制度上の位置付け（議会基本条例における規定）

- ・ 前文→政策サイクルにおける位置付けを規定
- ・ 第3条、第12条第1項→議会や議員の活動原則として規定
- ・ 第12条第2項→本会議・委員会における審査を構成する議事手続きの1つとして規定

※なお、会津若松市議会では、議員間の自由闊達な討論を「議員間討議」と位置付け、本会議及び委員会を実施している。委員会における議員間討議は「委員間討議」としており、以下、議員間討議の具体的な例や進め方・手順などについては委員間討議を例に記述する。

イ 基本的考え

(ア) 議員間討議を必要性の問題として認識

会津若松市議会では、どういうメリットがあるのかという有効性の観点からの議論ではなく、**必要があるから行うという必要性の問題**としての認識を重要視している。

⇒ 従前のような説明員に対する質疑を中心とする審議、審査では、その**議決に係る説明責任が十分に果たせない**。よって議員間討議を行う必要がある。

※なぜ質疑だけでは議決の説明責任を果たせないのか

例) 従来 of 執行機関への質疑のみによる審査の場合、おそらく次の①②のような説明しかできず、説明責任を果たしたとは言えない。

- ①・・・「私は、市長提案の議案は何ら問題がないと判断したから賛成した」または「私は、市長提案の議案に〇〇の問題があったから反対した」
⇒議員(委員)個々人の表決の理由を説明しているに過ぎず、「議会(委員会)という機関」の議決結果の説明ではない。
- ②・・・「賛成4、反対3で原案可決との議決結果になった」
⇒表決結果の単純合計を数量的に説明しているに過ぎず、議論の経過や内容が不明である。

(イ) 説明責任を尽くすための議員間討議のあり方

まず、ある議案について、論点を抽出し整理した上で、それに基づいて審査(質疑)を行う必要がある。

そして、委員だけで議論し、委員会全体としてどこまでを合意点とすることができたのかを確認し、合意に至らず最後まで争点として残った点をも明らかにする。

その上で最終的には表決に付し、委員会としての議決結果を得る。

このように、論点を明確にししながら議員間討議(委員間討議)を行い、合意点と合意に至らなかった点とを明らかにすることができて初めて、「委員会を主語としながら、なぜ4対3という議決結果になったのか」を説明することができる。

(ウ) 議員間討議を適切に進めるための条件整備

委員会開会までに各委員個々が議案調査を行うほか、各委員が議案ごとの論点を持ち寄り、予想される争点等については意見交換し、事前に「委員会としての共通論点」の抽出と一定の整理を行う。

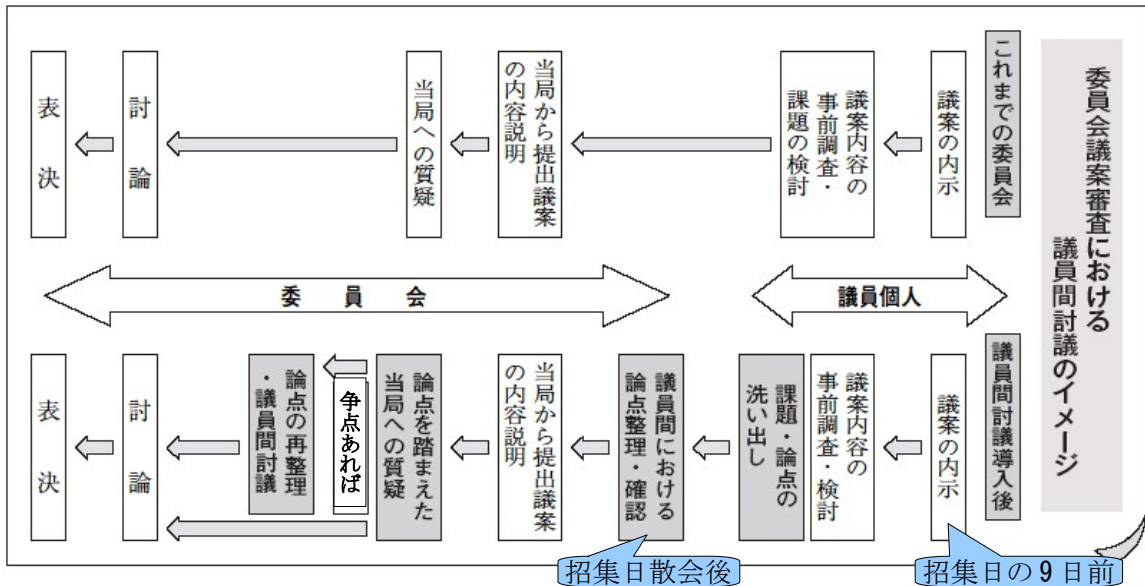
この事前準備の可否及び良否が、実際には議員間討議(委員間討議)の可否及び良否を左右する。その意味において、ここに現実的な課題がある。

なお、議員間で争点が全く生じない場合は、制度上は、議員間討議を行う余地はないと考える。ただし、後日の説明に耐えられるだけの最小限の議論を通じた確認はなされていることが必要である。

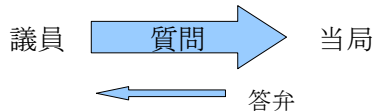
(2) 常任委員会における議員間討議（委員間討議）の進め方

ア 議案配布から委員会審査までのフロー概要（図表 17）

図表 17 委員会審査における議員間討議（委員間討議）のフロー



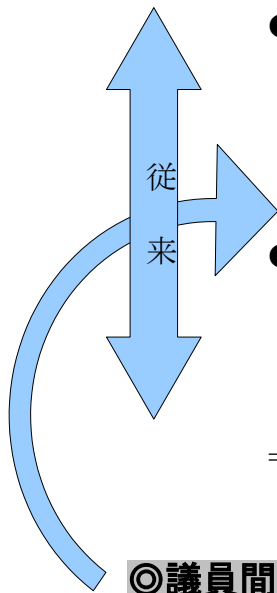
●質疑 … 議員が当局（議案提出者）に対して、**疑義**をたずぬるもの



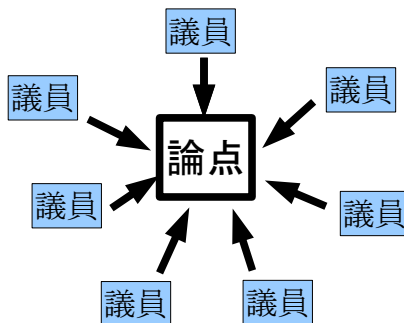
●討論 … 表決の前に議案等に対して、**賛成か反対**かの自己の意見を**表明**



⇒ 質疑にしる討論にしる一方通行的なものとなりやすい



◎**議員間討議** … 討議とはある事柄について意見を述べ合うこと。
当局を抜きにして議員同士で議論する。



- 論点・争点を明らかにする
- 合意形成を図る
- どこまで合意できる、できないのか
- ↓
- 合意ならず ⇒ 討論～表決へ
- 合意 ⇒ 修正案・附帯意見・要請的意見として付けることが可能に
- ※P40 決議・要請的意見等 参照

イ 具体的手順（2月定例会議（当初予算審査など）を例に）

【1：事前の議案精読及び論点整理】

① 予算決算委員会各分科会の開催〔1月～2月中旬〕

- ・ 当初予算の審査に向け、この期間に予算決算委員会の各分科会単位で予算審査における論点の抽出を行う（議案は未配布のため、行政評価等を活用）
- ※ 9月定例会議における決算審査での議論や分科会における政策研究の視点、市民との意見交換会で得られた市民意見などを踏まえ、分科会として問題認識を持ち、特に重層的に審査すべきと考えられる政策分野およびその論点を抽出

② 議案の内示〔2月中旬〕

- ・ 提出案件説明会として、議案・資料が配布される
- ・ 各委員へ論点抽出の打合せ会の開催を通知

③ 議案精読及び論点抽出〔2月中旬～2月下旬〕

- ・ 委員各人により議案を精読し、条例案件等についても課題・論点を抽出

④ 論点抽出の打合せ会〔2月下旬（定例会招集日）〕 ※招集日終了後に各分科会で行う

- ・ 各自が抽出した論点を持ち寄り意見交換を行い、予算決算委員会各分科会における整理内容も踏まえて「委員会・分科会としての論点」を確認（P35 図表15）
- ・ 確認されたものは「委員会・分科会の抽出論点」として事務局が取りまとめ、予め執行機関へ通知する

⑤ 各委員による議案調査の継続〔～常任委員会・予算決算委員会分科会開催日〕

- ・ 各委員による議案調査の継続
- ・ 本会議における議案等への総括質疑を踏まえ各自論点を再整理

【2：各常任委員会・予算決算委員会各分科会の審査〔3月上旬～3月中旬〕】

① 執行機関からの提案内容・提出資料の説明

② 「委員会の抽出論点」に基づき執行機関への質疑

- ・ 議案ごとに抽出した「論点ごと」に質疑を行う（「チームプレー」として、委員全員が関連質疑を重層的に行う）
- ・ 委員個人が質疑を行う（従来の質疑の方法で「個人プレー的」に行う）
- ※ 執行機関からの答弁内容は、その後の議員間討議を行う際の「政策情報」の一つとして活用することとなる。

説明員は退席する

③ 議員間討議（委員間討議）

- ・ 論点ごとに争点を確認し、争点があれば、争点ごとに議員間討議（委員間討議）を行う
- ・ 議員間討議 →争点ごとに合意できる点・できない点を確認
→合意できない点は、さらに合意できる点がないかについて討議
- ※ 合意点・・・争点の性質等に応じて「妥協点」という意味合いのケース、「共通認識」という意味合いのケースがある。

④ 討 論

⑤ 採 決

(参考) 決議・要望的意見等(市の計画、事務事業等に関するもの) ※直近のみ掲載

年月	種別	内容
令和3年12月	要望的意見	○予算決算委員会第3分科会 ・米価下落に係る水稻農家への支援のあり方について
令和4年2月	要望的意見	○予算決算委員会第3分科会 ・鶴ヶ城公園におけるボート体験事業のあり方について
令和4年6月	要望的意見	○予算決算委員会第3分科会 ・プレミアム商品券事業補助金に係る事業費の精査について
令和4年7月	附帯決議	○議案第48号 令和4年度会津若松市一般会計補正予算(第5号)に対する附帯決議
令和4年9月	要望的意見	○予算決算委員会第1分科会 ・社会の変化に応じた組織再編と人員配置の在り方について ・地域内交通の通学のための活用について ○予算決算委員会第2分科会 ・特別支援教育の充実に向けた取組について ・つながりづくりポイント事業の改善に向けた取組について ・地域の実情に応じた通学支援について ○予算決算委員会第4分科会 ・未対応となっている道路整備要望の精査について
令和4年12月	要望的意見	○予算決算委員会第2分科会 ・物価高騰により生活に困窮する市民への支援について
令和5年2月	要望的意見	○予算決算委員会第2分科会 ・こどもクラブの待機児童の早急な解消について ○予算決算委員会第3分科会 ・水田活用の直接支払交付金の交付対象水田のさらなる見直しに向けた取組について ・中心市街地の活性化の推進について ○予算決算委員会第4分科会 ・教育委員会との連携による通学路の除雪状況の公開について ・会津若松駅前都市基盤整備事業基本計画における市民への周知の在り方について ・三本松地区宅地整備事業旧第3工区における整備事業の在り方について
令和5年6月	要望的意見	○予算決算委員会第1分科会 ・スマートシティ会津若松推進事業費(デジタル地域通貨消費喚起事業補助金)の実施手法について
令和5年9月	要望的意見	○予算決算委員会第4分科会 ・コストを意識した効果的な除排雪予算の計上について
令和5年10月	決議	○承認第3号 令和4年度会津若松市一般会計歳入歳出決算の認定についてに関する決議
令和6年2月	要望的意見	○予算決算委員会第2分科会 ・つながりづくりポイント事業の改善について ○予算決算委員会第4分科会 ・まちづくり全体を踏まえた都市計画道路整備の在り方 ・扇町地内公園の整備の進め方
令和6年3月	決議	○まちづくりを踏まえた都市計画道路の整備促進に関する決議

Ⅶ 政策サイクル活用 of 具体的実践例

- 1 湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に向けた取組 …… P41
(緊急性のある地域課題への対応例)
 - 2 除排雪に関する調査研究の取組 …… P44
- ※ 予算決算委員会各分科会からの政策提言は P30～P32 を参照
※ 決議・要望的意見等(市の計画、事務事業に関するもの)は P40 を参照

1 湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に向けた取組 (緊急性のある地域課題への対応例)

(1) ^{みなと}湊地区とは

会津若松市の東部に位置し、昭和の合併において会津若松市に編入された自然豊かな農村地域である。

福島県最大の湖である猪苗代湖の西岸に接する立地にありながら、長年にわたり有効な水源が確保できず、上水道の未整備地区となっている。地区内にはさまざまな手法による給水施設が混在しているほか、給水施設がなく湧き水や井戸水を使うことを余儀なくされている集落もあり、日常生活に必要な水資源の確保に大きな問題を抱えている。



(2) 主な経過 (詳細な取組経過は P43 図表 19 参照)

- 平成 24 年 5 月 市民との意見交換会
- 平成 24 年 7 月 「湊地区水資源問題に係る検討委員会」設置 (計 16 回開催)
- 平成 24 年 8 月 先行事例と水源等の現地調査
- 平成 24 年 10 月 実態研究セミナー、第 1 回中間報告
- 平成 24 年 11 月 市民との意見交換会
- 平成 25 年 4 月 第 2 回中間報告
- 平成 25 年 6 月 最終報告
- 平成 25 年 6 月 「給水施設未整備地区の早期解消に関する決議」を全会一致で可決

※その後どうなったか

- ⇒ 市は、平成 26 年度から 5 年間の整備計画を策定し、未整備地区の解消に向けた取組を進め、一部地区では給水施設等が整備された。

(3) 議会における取組の概要

ア 湊地区水資源問題に係る検討委員会

(ア) 検討委員会の設置

平成 24 年 5 月まで 8 回開催された市民との意見交換会において、湊地区からは水資源に関する多くの意見が寄せられてきた。この問題について、市民との意見交換会を所管する広報広聴委員会より、議長に対して「緊急的に対応すべき地域課題である」との報告がなされた。このことを受け、各派代表者会議において、議長より、課題解決に向けた方向性を議会が示すことができるよう一定の調査・研究等を行う組織として、「湊地区水資源問題に係る検討委員会 (以下「検討委員会」という。)」の設置が提起され、了承されたものである。

(イ) 検討委員会における主な取組概要

検討委員会は 1 年弱、16 回にわたる委員会を開催し、実態の把握に努め、課題を抽出し、委員間討議を機軸にしながら問題解決に向けた方向性について認識を深めた。

- a 現状・実態把握
- b 問題点の把握および課題解決に向けた委員間討議
- c 課題解決に向けた方向性

検討委員会では、検討すべき対象集落を「現時点で市民が居住し、かつ会津若松市の上水道給水区域への参入が直ちに望めない湊地区内の衛生的飲料水確保が困難な集落」と定義した上で、「蛇口をひねればいつでも安全・安心な水が出る状態」を実現するため、市が地区（集落）の実情、住民の意向に寄り添いながら、課題解決に向けて主体的に取り組むべきであるとの共通認識に立った。

(ウ) 検討委員会から議会への中間報告と最終報告

検討委員会では上記のような検討の経過と結果をとりまとめ、議員全員協議会に対し2度の中間報告（平成24年10月及び平成25年4月）と最終報告（平成25年6月）を行った。

イ 関係当事者・市民との意見交換など

この間、議会では、①関係当事者との意見交換（湊町区長会との懇談会）、②現地視察、③学識経験者の参考意見の聴取、④市内15会場での市民との意見交換会（地区別意見交換会）などを行った。検討委員会における協議については、市民との意見交換会の場を活用して湊地区住民をはじめとした市民に説明し、意見交換を行うことで方向性を確認しながら議論を進めた経過にある。

ウ 本会議における決議案の提出

平成25年6月19日の6月定例会において、「湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に関する決議」が提出され、全会一致で可決された。（図表18）

図表18 湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に関する決議（抜粋）
（略）

検討委員会では、これら市民意見も踏まえ、課題解決に向けた方向性について合意形成に努め、議論の前提として「現時点で市民が居住し、かつ会津若松市の上水道給水区域への参入が直ちに望めない湊地区内の衛生的飲料水確保が困難な集落」を対象の集落として捉えた上で、第1に、対象集落では、蛇口をひねればいつでも安全・安心な水が出る状態が実現されるべきであるとし、第2に、衛生的な飲料水供給は生活するための最低限の社会資本であることから、対象集落における飲料水の確保については、市が責任を持ち主体的に取り組むべきであるとした。さらには、第3に、施設整備に当たっては、利用者への応分の負担を前提として、対象集落の住民意向に寄り添い、計画的かつ着実に市が課題の解消を図るべきであるとし、第4に、整備後には、市と住民の協働のもと、互いの責任を明確にし、施設の適切な維持管理に努めながら、将来に向けてさらに安定的な飲料水供給が可能となるよう努めることが望ましい将来像である、と課題解決に向けた方向性について総括をしている。

今般の湊地区水資源問題に係る市議会の対応は、市民の声を起点としながら、これを地域課題として捉え、あるべき姿について議員間討議を活発に行うことを通して、地域課題に対する方向性を議会が積極的に示そうとするものであり、最終報告における検討経過及び結果については、妥当であると考えられるものである。また、地域課題の真の解決に向けては、議会の考えを明らかにし、湊地区住民をはじめとした市民に対する説明責任を適切に果たしていくことが重要であり、そのためには、市議会の機関意思を表明することが必要である。

よって、ここに、湊地区における給水施設未整備地区の早期解消については、最終報告における課題解決に向けた方向性に沿って、市が主体的に取り組むべきである旨を決議する。

(4) 執行機関のその後の対応

平成25年6月定例会における市議会の決議や、同年7月に湊町区長会から提出された要望書などを踏まえ、執行機関では、平成26年5月に「会津若松市湊地区給水施設等整備計画」を策定し、市が主体的に、地区住民との協働のもと、水源を調査し給水施設等を整備することとした。計画に基づき、平成26年度から平成30年度までの5年間において給水不安地区の給水施設等の整備が実施された。

図表 19 湊地区水資源問題に係る市議会における取組経過

開催月日	会議名等	実施内容
平成24年5月9日	市民との意見交換会	第8回市民との意見交換会（湊地区：第1班担当）
6月14日	広報広聴委員会	湊地区の課題整理と議長への報告
6月26日	各派代表者会議	市議会の対応方針決定
7月2日	各派代表者会議	検討組織の要領・委員の決定
7月17日	第1回検討委員会	正副委員長の互選、今後の進め方の決定
7月23日	第2回検討委員会	市（健康福祉部・水道部）からの経過等の説明
8月3日	第3回検討委員会	市（健康福祉部・水道部）からの追加説明、説明内容に係る委員間討議
8月17日	第4回検討委員会	先行事例と水源等の現地調査
10月9日	第5回検討委員会	実態研究セミナー「湊地区の水資源の現状と今後の展望について」 講師：川越清樹 福島大学准教授
10月18日	議員全員協議会	第1回中間報告
10月18日	第6回検討委員会	湊地区区長会との懇談会
11月2日	第7回検討委員会	現地調査と実態研究セミナー、懇談会を受けての委員間討議
11月12日	第8回検討委員会	これまでの全体的な経過を踏まえた委員間討議
11月14日	市民との意見交換会	第9回市民との意見交換会（湊地区：第2班担当）
12月21日	第9回検討委員会	市民との意見交換会を受けての委員間討議
平成25年1月16日	第10回検討委員会	委員間討議による合意形成
1月23日	第11回検討委員会	委員間討議による合意形成
1月30日	第12回検討委員会	市（健康福祉部）からの現状等の説明、委員間討議による合意形成
2月6日	第13回検討委員会	委員間討議による合意形成
4月15日	第14回検討委員会	中間報告に係る委員間討議
4月24日	議員全員協議会	第2回中間報告
5月7日	市民との意見交換会	第10回市民との意見交換会（湊地区：第3班担当）
5月24日	第15回検討委員会	市民との意見交換会を受けての委員間討議、検討委員会の最終報告について
5月28日	第16回検討委員会	検討委員会の最終報告について
6月5日	議員全員協議会	最終報告
6月19日	6月定例会継続本会議	「湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に関する決議」を全会一致で可決

2 除排雪に関する調査研究の取組

(1) 会津若松市における除排雪問題

冬期間、好天が少なく積雪の多い会津若松市では、除雪及び排雪（除雪や雪下ろしにより積まれた雪を雪捨て場などに移動すること）は長年にわたり大きな課題である。近年では、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化により、除雪困難世帯が増加しているという現状もある。

積雪時、市では早朝から順次、対象となる市道について除雪車の運行を行うが、市民からは除雪時間やその優先順位、除雪の方法などについて多くの苦情が寄せられ、担当課の電話回線がパンク状態となることもしばしばある。また、市民との意見交換会においては、私道の除雪も市で行ってほしいとの要望も多く上がっていた。



ボランティアによる高齢者宅の間口除雪の様子

(2) 主な経過（詳細な取組経過はP46 図表 23 参照）

- 平成 25 年 9 月 9 月定例会の建設委員会で「私道の実態把握や市道認定の基準のあり方の検討等」について要望的意見を取りまとめる
- 平成 25 年 10 月 政策討論会第 4 分科会で「除雪に係る諸課題」を調査研究テーマに設定
- 平成 25 年 10 月 建設委員会行政調査において、新潟市の除雪対策を調査
- 平成 26 年 1 月 予算審査決算審査準備会第 4 分科会において、予算審査に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
- 平成 26 年 3 月 2 月定例会の予算決算委員会第 4 分科会で、私道の除雪への対応等を論点として質疑し、執行機関より「私道の実態調査、私道除雪を行う際の条件設定の研究を行い、議会に報告する。」旨の答弁を得る
- 平成 26 年 10 月 建設委員会協議会において、執行機関より「私道除雪の実施方針」の報告

※その後どうなったか

- ⇒ 平成 26 年度から、公共性の高い私道の除雪について、一定の条件が整った場合は市が主体的に除雪を行うこととなり、私道 33 路線約 2.8km（当時）の除雪が実施された。

(3) 議会における取組の概要

ア 市民との意見交換会

年 2 回、市内 15 地区で開催している市民との意見交換会においては、毎回、市民から除排雪に関する多くの要望が寄せられてきた。「除雪だけでなく排雪もしっかり行ってほしい」「玄関口や間口の雪処理をなんとかしてほしい」「私道の除雪もお願いしたい」「除雪支援の補助制度の拡大をしてほしい」などがその主なものである。これらの要望については、議会としても定例会の一般質問や委員会審査で取り上げてきたが、議会として市民に対して明確な報告をすることはできていなかった。

イ 建設委員会、予算決算委員会第 4 分科会、政策討論会第 4 分科会

- (ア) 私道の実態把握に係る要望的意見を市長へ提出（平成 25 年 9 月）（図表 20）

図表 20 建設委員会としての要望的意見（抜粋）

公衆用道路として供されている私道等は、住民の方々の高齢化などの時代の変化により、除排雪等も含めた維持管理が難しくなっている現状がある。また、緊急車両の通行ができないなどの市民の生命・財産を脅かす危険性が内在している。

これら、公衆用道路として供されている私道等については、議会と市民との意見交換会においても毎回数多くの切実な意見、要望が出されており、これらの問題は今後も増えていくことが予想される。

これらのことから、私道の実態把握等の全体的な調査の実施、さらには本市における市道認定の基準のあり方についての検討に、速やかに取り組むよう要望するものである。

- (イ) 調査研究テーマに「除雪に係る諸課題」を設定（平成25年10月）
- (ウ) 新潟市の除雪事業を調査（平成25年10月）
- (エ) 予算審査に向けて、「雪対策を推進する」を政策課題に抽出（平成26年1月）
- (オ) 予算審査において「私道の除雪への対応」等を質疑し、執行機関より「私道の実態調査、私道除雪を行う際の条件設定の研究を行い、議会に報告をする」旨の答弁を得る。（平成26年3月）

(4) 執行機関のその後の対応

執行機関は、議会の審査等を踏まえ、平成26年10月、「私道除雪の実施方針」を議会に示した。（図表21）

この方針に基づき、平成26年度から公共性の高い私道除雪について、一定の条件が整った場合は市が主体的に除雪を行うこととなり、私道33路線約2.8km（当時）の除雪が実施されたことにより、当該道路を利用する多くの市民の安全・安心な通行を確保することができた。

図表21 私道除雪の実施方針（概要）

【基本的な考え方】

公共性の高い私道のうち、実施条件の整ったものについて、平成26年度より市が除雪する。

【公共性の高い私道とは】

次の要件を全て満たす私道とする。

- ①公道から公道へ通り抜けできること。
- ②日常的に不特定多数の者が利用していること。
- ③一般交通の用に供していること。

【実施条件】

次の条件を全て満たしていることとする。

- ①地区から要請があること。
- ②市が除雪を行うことに対して土地所有者が同意していること。
- ③除雪機械が作業可能な3m以上の道路幅員が確保できること。
- ④除雪機械による路面の損傷や砂利の散乱等防止のため、道路面が舗装されていること。

【実施基準】

私道除雪も市道と同様の基準（積雪10cm）で実施する。

除雪順序は原則、市道除雪を優先させ、引き続き私道の除雪を行う。なお、効率的な除雪の順路設定を図る場合は、除雪順序が逆になることもある。

排雪は、交差点の雪山除去や雪置き場の排雪等、路線毎の状況を見ながらの対応とする。

(5) 議会のその後の対応

議会の取組により一部私道の除雪が実現したが、除雪については多様な課題が山積しており、さらなる調査研究が必要であるとの認識から、政策討論会第4分科会では平成27年6月にとりまとめた最終報告の中に、次期議会への申し送り事項として「除雪に係る諸課題について」を引き続き研究テーマに設定することを盛り込み、政策討論会全体会において報告した。（図表22）

平成27年7月の改選を経て、新たにスタートした政策討論会第4分科会においても、継続して「官民連携による降雪対策のあり方について」を具体的検討テーマと設定し、その後、除排雪業務を請け負う業者を構成員とする会津道路メンテナンス協同組合との分野別意見交換会を実施するとともに、町内会や除雪業者に対するアンケート調査を行い、除排雪の現状把握と課題解決に向けた調査研究に取り組んでいる。

図表22 会津若松市議会政策討論会第4分科会 最終報告（平成27年6月）（抜粋）
（略）

「除雪に係る諸課題について」は、今期途中からテーマ設定したものである。本テーマについては、市道の除排雪の推進という視点に加え、通勤・通学等に供する歩道の除排雪、除雪困難世帯への対応、私道の除排雪など多様な課題を認識しているところであり、これらに対応するためには、除排雪に係る窓口の一本化や地域住民との連携のあり方などさらなる検討が必要であるが、これらに係る検討はまだ緒に就いたばかりである。

今後については、地域の実態を踏まえ、より効率的・効果的な除排雪体制の構築に向けて、官民の協力体制の構築を基本としながら、そのあり方を検討するとともに、利雪などの視点も取り入れた総合的な視点から、安心できる市民生活を考えた雪に強いまちづくりを推進するため、さらなる調査研究が必要である。
(略)

図表 23 建設委員会・政策討論会第4分科会等における降雪対策に係る審議・調査研究経過（平成25年度～平成29年度）

開催月日	会議名等	実施内容
平成25年 9月 定例会	建設委員会	「私道の実態把握や市道認定の基準のあり方の検討等」について要望的意見を取りまとめる
10月7日	政策討論会第4分科会	前期体制からの申し送り事項、今後の進め方についてほか ⇒具体的検討テーマとして「除雪に係る諸問題」を設定
10月17日 ～18日	建設委員会	建設委員会行政調査（新潟県新潟市＝除雪対策、ほか）
10月30日	政策討論会第4分科会	建設委員会行政調査の総括
平成26年1月16日 2月3日 2月13日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	予算審査に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
2月 定例会	予算決算委員会第4分科会	抽出論点に基づき、私道の除雪への対応などについて質疑を行う
4月23日	政策討論会全体会	政策討論会での政策研究に係る中間報告（第4分科会として、除雪に係る諸課題については今後も検討していくことを報告）
7月11日 7月18日 7月29日 8月6日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	決算の評価に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
9月 定例会	予算決算委員会第4分科会	「雪対策を推進する」について、決算評価をとりまとめる
10月27日	建設委員会協議会	執行機関より、私道除雪の実施方針について報告を受ける
平成27年6月25日	政策討論会全体会	降雪対策等に関する最終報告
8月28日 9月8日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	決算の評価に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
9月 定例会	予算決算委員会第4分科会	「雪対策を推進する」について、決算評価をとりまとめる
11月4日	政策討論会第4分科会	分科会における問題分析のテーマとして「官民連携による降雪対策のあり方について」を設定し、優先的に調査研究を進めることを確認
11月17日 ～18日	建設委員会	建設委員会行政調査（秋田市秋田市＝ゆき総合対策基本計画を踏まえた除排雪の取組、ほか）
11月20日	政策討論会第4分科会	建設委員会行政調査の総括
12月11日	政策討論会第4分科会	排雪対策のあり方について
12月22日	政策討論会第4分科会	分野別意見交換会を実施（会津若松除雪実施協力会との意見交換）
平成28年1月14日	政策討論会第4分科会	分野別意見交換会の総括
1月14日 1月29日 2月10日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	予算審査に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
1月29日	政策討論会第4分科会	町内会に対して除排雪に関するアンケートを実施
2月 定例会	予算決算委員会第4分科会	「除排雪対策事業に係る私道の除雪」について要望的意見を取りまとめる

開催月日	会議名等	実施内容
平成28年 8月 3日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	除雪業者に対して除排雪に関するアンケートを実施
8月 4日 8月23日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	決算の評価に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
9月定例会	予算決算委員会第4分科会	抽出論点に基づき、私道の除雪への対応などについて質疑を行う
平成29年 1月16日 2月 9日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	予算審査に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
2月定例会	予算決算委員会第4分科会	「除排雪対策事業に係る私道の除雪とオペレーターの育成」について要望的意見をとりまとめる
8月 9日	政策討論会全体会	降雪対策等に関する中間報告
8月25日 8月30日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	決算の評価に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
9月定例会	予算決算委員会第4分科会	「除排雪対策の今後のあり方」について要望的意見をとりまとめる
10月18日 ～19日	建設委員会	建設委員会行政調査（秋田市大仙市＝雪対策、秋田県横手市＝雪を活かしたまちおこし）
11月 8日	政策討論会第4分科会	建設委員会行政調査の総括
平成30年 1月22日	政策討論会第4分科会	分野別意見交換会を実施（会津道路メンテナンス協同組合（旧会津若松除雪実施協力会）との意見交換）
1月31日	政策討論会第4分科会	分野別意見交換会の総括
2月定例会	予算決算委員会第4分科会	「私道の除雪」について要望的意見をとりまとめる
4月26日	政策討論会全体会	降雪対策等に関する中間報告

VIII その他議会改革の取組

1	一般質問に係る情報交換会（H21.8.7～）	P48
2	本会議場での会議の議会映像配信（H24.6月～）	P48
3	議会災害対策本部設置規程の制定（H24.6.26）	P48
4	議会災害時業務継続計画（議会BCP）の策定（R元.6.24）	P49
5	今後の議会改革の方向性について	P50

1 一般質問に係る情報交換会（H21.8.7～）

【目的・趣旨】

議会基本条例の基本方向を踏まえ、合議体である議会が政策面でまとまって執行機関に對峙していくため、議員の発言に対する権利保障を前提としながら、個々の議員間の質問項目の重複に関して、事前に会派間の情報交換を行う目的で開催する。

【開催日】

一般質問の通告締切の概ね3週間前

【情報交換】

一般質問の大項目、中項目レベルで重複が想定される質問項目の協議・調整を行う。

※ 質問を制限する趣旨ではなく、より重層的な質問となるよう、質的向上を図るもの。

2 本会議場等の映像配信（H24.6月～）

議場での本会議及び予算決算委員会の模様をインターネットにより、ライブ中継と録画中継で配信している。

- ・ ライブ中継：ユーチューブライブ
- ・ 録画中継：ユーチューブ

※ 議会映像を録画したブルーレイディスクの貸し出しを行っている。

3 議会災害対策本部設置規程の制定（H24.6.26制定、R元.6.24新制定、R4.8.8一部訂正、R5.6.9一部改正）

【目的・設置】

市災害対策本部等と連携を図り、災害対策活動を支援し、議会として災害に迅速に対応するため、市災害対策本部等が設置された場合、設置される。（設置については、議会基本条例第21条に規定）

【組織】

本部長⇒議長、副本部長⇒副議長、本部役員⇒各会派代表者

【本部の所掌事務】

- ①議員の安否確認
- ②各議員への情報提供
- ③市災害対策本部への情報提供
- ④被災地・避難所等の調査
- ⑤国・県への要望 等

4 議会災害時業務継続計画（議会BCP）の策定（R元. 6. 24、R5. 6. 9 一部改正）

【目的】

議会は、災害時においても、議事機関・議決機関、住民代表機関として、市民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害支援活動を行うことが求められることから、①議会機能の維持及び早期回復、②市民の生命、身体、財産を保護するために必要な支援の実施及び市民生活の早期安定を目的として、計画を定めた。

【主な内容】

- ①計画の位置付け及び目的
- ②議会災害対策本部の設置基準等
- ③議会（議会災害対策本部）、議員及び議会事務局の役割
- ④議会BCP策定後の運用、等

5 今後の議会改革における具体的検討事項について

- ・「今後の議会改革について」として24項目の具体的検討事項を設定。（P50 図表 24）
- ・ 正副議長選挙における所信表明の内容や各会派からの要望等を踏まえて設定し、各派代表者会議で確認（R 5. 10月）

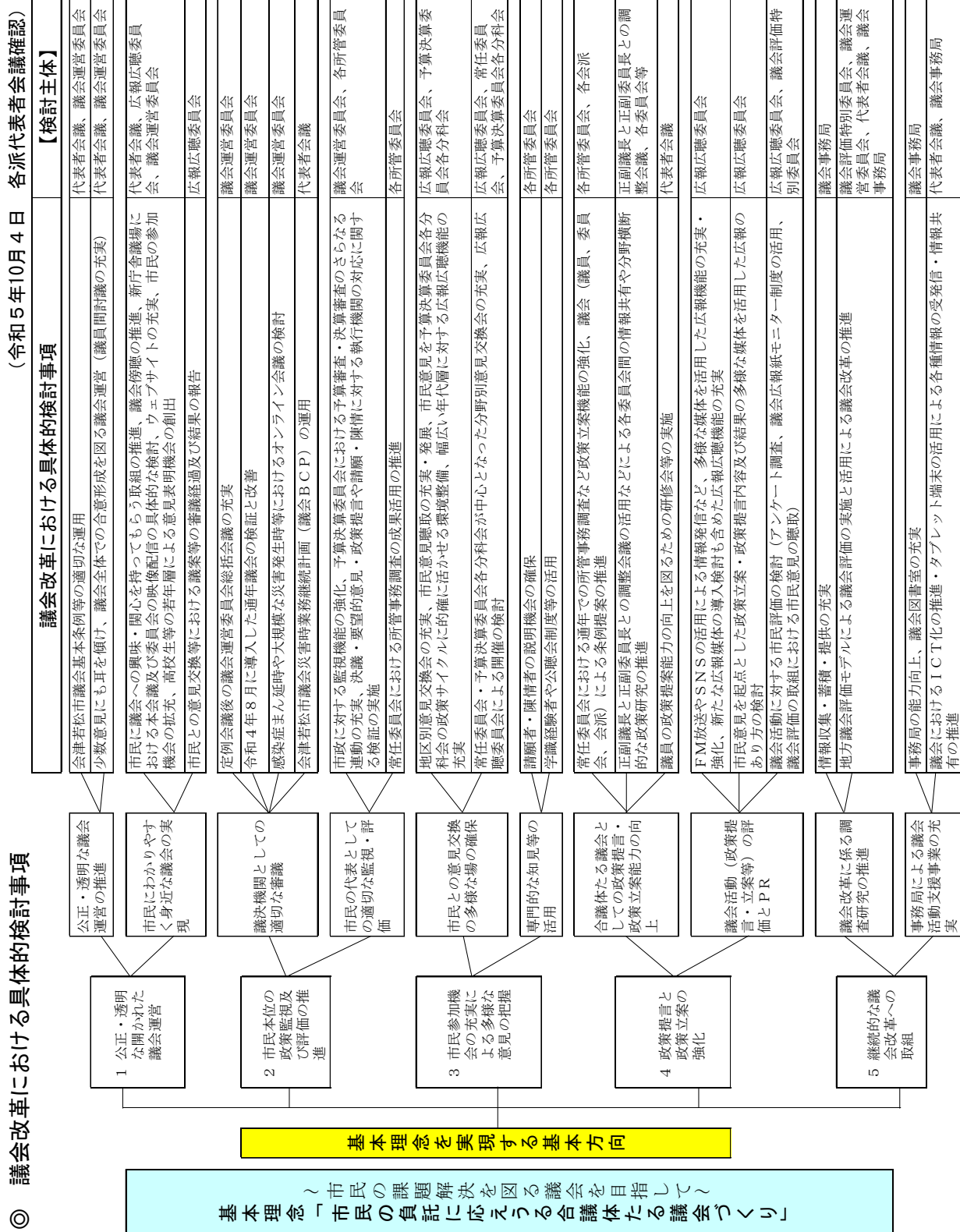
<参考：議会改革に伴い増加した主な議会活動・議員活動>

- ・ 市民との意見交換会（地区別）：年2回×15会場
- ・ 広報広聴委員会：年間20回以上
- ・ 政策討論会全体会：年2回程度
- ・ 政策討論会各分科会：年10数回×4分科会
- ・ 政策討論会議会制度検討員会：年10数回
- ・ 一般質問に係る情報交換会：年4回
- ・ 予算決算委員会全体会：年8回
- ・ 予算決算委員会各分科会：年7回程度×4分科会
- ・ 予算審査決算審査準備会各分科会：年6回程度×4分科会

※現在は政策討論会全体会の機能は予算決算委員会全体会に、政策討論会各分科会及び予算審査決算審査準備会各分科会の機能は、予算決算委員会各分科会に統合されている。

このほか、市民との意見交換会に係る班ごとの打合せ・事後調査・報告書作成・次の班への引継ぎなどの活動。

図表 24 今後の議会改革について



※ 参考

議会基本条例施行以降の主な議会改革の動き（平成20年度～）

年 度	主な出来事	組織設置等	具体的事例等
平成20年度	第1回市民との意見交換会の開催 (H20. 8. 25～9. 1)	広報広聴委員会の設置 (H20. 6. 23～現在) 政策討論会（分科会・議会制度検討委員会）の設置 (H20. 12. 1～現在)	○議会基本条例、議員政治倫理条例の制定・施行（H20. 6. 23） ○市民との意見交換会開催要領の制定（H20. 7. 1） ○政策討論会に関する規程の制定（H20. 12. 1） ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会に関する実施要領の制定（H21. 3. 31）
平成21年度	「市民と議員の条例づくり交流会議 in 会津～変わる議会・会津から」の開催 (H21. 6. 6～7) 第4回マニフェスト大賞「最優秀成果賞」の受賞 (H21. 11. 6)	鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想（素案）に係る検討委員会の設置 (H21. 5. 20～12. 10)	○政務調査費一人当たり月額45,000円を35,000円へ減額（H21. 4. 1施行） ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施（H21. 5. 19） ○議員間討議について、6月定例会で試行後、「常任委員会における委員会の討議について」の内容を議会運営委員会で確認（H21. 9月定例会から実施） ○議会改革に係る視察受入に議員が対応（任意登録）（H21. 7月～） ○一般質問に係る情報交換会の開催（H21. 8. 7～） ○鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想（素案）の再考に関する決議を賛成多数で可決（H21. 12月定例会） ○福島大学と相互友好協力協定の締結（H22. 1. 27）
平成22年度	第5回マニフェスト大賞「優秀議会改革賞」の受賞 (H22. 11. 5)		○「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」最終報告（H22. 12. 2） ○政策討論会各分科会の研究成果（最終報告）の公表及び市長へ政策提言（H23. 2. 24） ○議会基本条例の一部を改正（H23. 3. 28）
平成23年度	市議会議員選挙 (H23. 8. 7) 第6回マニフェスト大賞「優秀成果賞」の受賞 (H23. 11. 4)		○市民との意見交換会開催要領を廃止し、市民との意見交換会実施要領を制定（H23. 7. 27） ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施（H23. 8. 23） ○今後の議会改革について（方向性）を決定（H23. 11月）
平成24年度		決算評価準備会の設置 (H24. 6. 27～9. 12) 湊地区水資源に係る検討委員会の設置 (H24. 7. 17～H25. 6. 5)	○議会映像配信（6月定例会で試行、9月定例会より本格導入） ○行政評価を活用した基本施策の評価及び決算審査の導入（H24. 6月～9月）

年 度	主な出来事	組織設置等	具体的事例等
(続き)		決算特別委員会の設置 (H24. 9. 12~28) 予算審査準備会の設置 (H24. 12. 27~H25. 3. 6) 予算特別委員会の設置 (H25. 3. 6~25)	○市議会災害対策本部設置規程の制定 (H24. 6. 26) ⇒H25. 1. 27~3. 27 対策本部設置 ○決算審査と連動した予算審査に向けた論点抽出及び予算審査を導入 (H24. 12 月~H25. 3 月) ○議会基本条例の一部を改正 (H24. 12. 25)
平成 25 年度		予算決算委員会の設置 (H25. 8. 23~現在)	○湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に関する決議を全会一致で可決 (H25. 6 月定例会) ○「見て 知って 参加する ための手引書 ~会津若松市議会白書 平成 25 年版~」を作成 (H25. 7 月発行) ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (H25. 8. 23)
平成 26 年度		政務活動費ガイドライン 検討委員会の設置 (H27. 1. 13~3. 24)	○「見て 知って 参加する ための手引書 ~会津若松市議会白書 平成 26 年版~」を作成・全戸配布 (H26. 7 月発行) ○市民との意見交換会実施要領の一部を改正 (H26. 11. 25) ○議会基本条例の一部を改正 (H27. 3. 17) ○会津若松市議会政務活動費ガイドラインを作成 (H27. 4. 1 から適用)
平成 27 年度	市議会議員選挙 (H27. 7. 26)		○政策討論会各分科会の研究成果 (最終報告) の公表及び市長へ政策提言 (H27. 6. 30) ○「見て 知って 参加する ための手引書 ~会津若松市議会白書 平成 27 年版~」を作成 (H27. 7 月発行) ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (H27. 8. 20) ○今後の議会改革について (方向性) を決定 (H27. 10 月)
平成 28 年度		総合計画審査準備会の設置 (H28. 5. 10~9. 1) 総合計画審査特別委員会の設置 (H28. 9. 8~12. 16)	○点字版「あいづわかまつ広報議会」の発行を開始 (H28. 5. 1 号~) ○一般質問日数の拡大 (2 日⇒3 日) (H28. 6 月定例会~現在) ○「見て 知って 参加する ための手引書 ~会津若松市議会白書 平成 28 年版~」を作成・全戸配布 (H28. 9 月発行) ○点字版「見て 知って 参加する ための手引書 ~会津若松市議会白書~」を作成 (H28. 9 月発行) ○会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定・施行 (H28. 11. 22)

年 度	主な出来事	組織設置等	具体的事例等
平成 29 年度			<p>○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (H29. 8. 18)</p> <p>○会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正 (H29. 9. 20)</p> <p>○「見て 知って 参加する ための手引書 ～会津若松市議会白書 平成 29 年版～」を作成 (H29. 10 月発行)</p>
平成 30 年度		広報議会モニターの設置 (H30. 5. 14～現在)	<p>○会津若松市議会議員の定数を定める条例の一部を改正 (30 人→28 人) (H30. 9. 14)</p> <p>○「見て 知って 参加する ための手引書 ～会津若松市議会白書 平成 30 年版～」を作成 (H30. 11 月発行)</p> <p>○会津若松市議会委員会条例の一部を改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務委員会 (8 人→7 人) ・文教厚生委員会 (8 人→7 人) ・予算決算委員会 (29 人→27 人) ・議会運営委員会 (8 人→7 人) <p>(H30. 12. 18)</p> <p>○会津若松市議会会議規則の一部を改正 (議事の記録方法の改正 (速記の廃止) 等) (H31. 3. 5)</p>
令和元年度	市議会議員選挙 (R1. 8. 4)		<p>○一般質問の 2 回目以降の質問 (再質問) における一問一答方式選択制を試行的に実施 (R1. 6 月定例会～)</p> <p>○議会基本条例の一部を改正 (R1. 6. 24)</p> <p>○市議会災害対策本部設置規程の一部を改正 (R1. 6. 24)</p> <p>○議会災害時業務継続計画 (議会 B C P) の策定 (R1. 6. 24)</p> <p>○政策討論会各分科会の研究成果 (最終報告) の公表及び市長へ政策提言 (R1. 7. 11)</p> <p>○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (R1. 8. 27)</p> <p>○今後の議会改革について (方向性) を決定 (R1. 11 月)</p>
令和 2 年度		新庁舎整備に係る検討委員会の設置 (R2. 5. 22～8. 18)	<p>○新庁舎整備に関する提言を市長へ提出 (R2. 9. 3)</p> <p>○「見て 知って 参加する ための手引書～会津若松市議会白書 令和 2 年度版～」を作成・全戸配布 (R3. 2 月発行)</p> <p>○高校生によるフリースピーチ (R3. 2. 25)</p>

年 度	主な出来事	組織設置等	具体的事例等
令和3年度		スーパーシティ構想に関する調査会の設置 (R3.12.2～R5.6.16)	○防災対策の充実・強化について市長へ提言 (R3.8.4) ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (R3.8.11)
令和4年度	令和4年度 マニフェスト大賞 最優秀議会改革賞の受賞 (R4.11.11)	議会制度検討特別委員会の設置 (R4.8.8～R5.7.31)	○通年議会の導入 (R4.8) ○政策サイクルの再設計 (R4.8) ○地方議会成熟度評価モデルによる内部評価の試行 (R5.2.16)
令和5年度	市議会議員選挙 (R5.7.30)	議会評価特別委員会の設置 (R5.10.6～現在)	○地方議会成熟度評価モデルによる内部評価の試行に対する外部評価の実施 (R5.5.17) ○令和元年6月定例会から試行してきた一般質問の2回目以降の質問(再質問)における、一括質問・一括答弁方式と一問一答方式の併用・選択方式を導入 (R5.6月定例会議～) ○市議会災害対策本部設置規程の一部を改正 (R5.6.9) ○議会災害時業務継続計画(議会BCP)の一部を改定 (R5.6.9) ○予算決算委員会各分科会の研究成果(最終報告)の公表及び市長へ政策提言 (R5.7.7) ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (R5.8.24) ○今後の議会改革について(議会改革における具体的検討事項)を決定 (R5.10.4) ○広報議会モニターとの意見交換会を実施 (R6.11.24)